

平成30年度第13回御船町議会定例会（3月会議） 議事日程（第2号）

平成31年3月11日

午前10時00分開会

1 議事日程

第 1 一般質問

3 番 岩永 宏介 君

6 番 田上 忍 君

9 番 田中 隆敏 君

第 2 報告第 18号 専決処分の報告について

第 3 議案第 88号 損害賠償の額を求めることについて

第 4 議案第 89号 損害賠償の額を求めることについて

第 5 議案第 90号 財産の取得について

第 6 議案第 91号 財産の取得にかかる変更契約の締結について

第 7 議案第 92号 工事請負契約の締結について

第 8 議案第 93号 御船町町民グラウンドの指定管理者の指定について

第 9 議案第 94号 御船町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第 95号 御船町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第 96号 御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第 97号 御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第 98号 御船町老人憩の家設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について

第14 議案第 99号 御船町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第100号 御船町森林環境譲与税基金条例の制定について

第16 議案第101号 御船街なかギャラリー設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議案第102号 御船町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一

部を改正する条例の制定について

第18 議案第103号 御船町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

2 出席議員は次のとおりである（13人）

1 番	清水	聖	君	2 番	森田	優二	君
3 番	岩永	宏介	君	4 番	中城	峯雄	君
5 番	福永	啓	君	6 番	田上	忍	君
7 番	池田	浩二	君	8 番	塚本	勝紀	君
9 番	田中	隆敏	君	10 番	沖	徹信	君
11 番	井本	昭光	君	12 番	岩田	重成	君
13 番	藤川	博和	君				

3 欠席議員（なし）

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 福本 悟 君

5 説明のため出席した者の職氏名（17人）

町	長	藤木 正幸 君	御船町教育長	本田 恵典 君
総務課	長	吉本 敏治 君	企画財政課長	坂本 幸喜 君
税務課	長	上村 欣也 君	町民保険課長	宮崎 尚文 君
こども未来課	長	田中 智徳 君	福祉課長	西橋 静香 君
健康づくり支援課	長	本田 太志 君	農業振興課長	藤野 浩之 君
商工観光課	長	作田 豊明 君	建設課長	野口 壮一 君
学校教育課	長	坂本 朋子 君	社会教育課長	宮川 一幸 君
環境保全課	長	緒方 良成 君	会計管理者	福田 敏江 君
監査委員		山下 誠雄 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開 会

○議長（藤川博和君） 本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（藤川博和君） 日程第1、「一般質問」を行います。

順番に発言を許します。

○3番（岩永宏介君） 3番の岩永宏介です。

私は、私事でございますが、これまで一般質問を7回行いました。今回もいじめ問題について質問させていただきます。7回のうち3回がいじめに関する一般質問となります。ただ、今回の質問については、学校におけるいじめの問題に加えて、それと構造が同じ、つまりは立場の弱いものに対して行われる、職場におけるセクシュアルハラスメント並びにパワーハラスメントの問題と、子どもに対する虐待、一般的には児童虐待と呼ばれておりますが、これについて質問を行います。

それから、全く違った問題ですが、空き家対策について質問をいたします。この問題も、平成27年7月定例会で一般質問をしましたので、その空き家対策についても今回で2回目となります。これらを踏まえたところでの執行部の御回答に期待いたしたいと思っております。

個別の細かい質問については、質問席で行います。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（藤木正幸君） 岩永議員の御質問にお答えいたします。

町立小中学校における児童生徒に係るいじめと不登校の問題についてお答えいたします。以前にも同様の御質問をお答えしたと思いますが、いじめは決して許されない人権侵害であり、特に小中学校においては根絶しなければならない大きな教育問題の1つであると認識をしております。

子どもたちが人に寄り添う心を持ち、一人ひとりに思いやりの心や生命尊重の気持ちが育っていれば、いじめは決して起こることはないと思っていますし、震災の復旧・復興期にある今こそ、子どもたちの世界からいじめを根絶できるよう、本町の教育に期待をしているところです。

続いて、不登校問題についてお答えします。議員御指摘のとおり、いじめ問題と同様、

現在深刻な社会問題となっているのが、子どもたちの不登校です。さまざまな原因や理由があろうかと思いますが、教育委員会、学校、家庭、各種相談機関等が協力して、その解決に当たります。不登校の子どもたちが一日も早く楽しい学校生活が送れるようになることを心から願っています。

併せて、児童虐待につきましては、教育委員会、こども未来課を中心に町を挙げて取り組んでおり、2月14日付けで内閣府、文部科学省、厚生労働省から緊急点検の依頼があり、2月1日以降1日も登校していない小中学校の児童生徒を対象に、先頃面会を実施し、小中学校ともに、特段の異常・異変がないことを確認しております。

そのほか、御船町では要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会を組織し、町内外20以上の各関係機関が協力し、定期的に協議することでDVを含む虐待の防止、早期発見、早期対処に心がけ、実動する相談機関組織として十分に機能していることを報告しております。

町の職場におけるハラスメントに係る対応につきましては、先月の2月に職場におけるハラスメントの防止に関する指針を定めたところであります。ハラスメントは個人の尊厳と人格を不当に侵害し、また仕事の円滑な遂行や職場の人間関係にも悪影響を与える重大な問題ととらえています。事業主に対しては、これまで男女雇用機会均等法において、職場における性的な言動に起因する問題、セクシュアルハラスメントに関する雇用管理上の措置が義務づけられていました。その後、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正され、妊娠・出産・育児休業等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置についても義務化されております。

また、職場でのパワーハラスメントを防ぐため、厚生労働省においては今国会において関連法案を提出する予定であることを聞いております。このような動きを受け、御船町においても、先ほど申しましたハラスメント防止に関する指針を定めたものであります。今後はこの指針のもと、さまざまなハラスメントに対応することとしております。

次に、空き家対策についてお答えいたします。平成28年熊本地震により町内の多くの家屋が損壊し、公費解体制度を活用した母屋解体が済みました。このことにより、町内の空き家の実態が把握できていなかったため、本年度に空き家調査を実施いたしました。今後は、この空き家調査の結果を受け、来年度に有識者及び関係者で構成する空き家対策審議会を設置し、本町の空き家対策計画の策定を目指してまいります。活用できる空き家は

移住者の受け皿や地域での活用を推進するため、本年度立ち上げた空き家バンクへの物件登録の働きかけを進め、登録された物件は、町が立ち上げる移住・定住ウェブサイトで周知し、国・県のサイトにも掲載し、広く周知を図っていくこととしております。

倒壊の恐れがある家屋については、空き家等対策の推進に関する特別措置法の規定に沿い、所有者に対し、適正管理を働きかけていきたいと考えております。

その他詳細については、担当課長より答弁させます。

○3番（岩永宏介君） まず、そうしましたら、過去5年間のいじめについて、報告をお知らせいただきたいと思います。

○御船町教育長（本田恵典君） お答えいたします。

いじめの過去5年間の件数ということでございますので、平成26年度から見たいと思いますけれども、平成26年度が22件、27年度が45件、28年度が35件、29年度が41件、平成30年度が34件となっております。

○3番（岩永宏介君） 今、御船町における小中学校のいじめの件数の報告があったわけですが、それについて教育長はどういう、教育長の率直な感想をお願いしたいと思います。

○御船町教育長（本田恵典君） 今、数を申し上げましたけれども、大体20件から40件というところで推移をしております、いわゆる私たちが目指しております根絶というところまでは至っていない。ただ、いじめの解消率につきましては非常に高うございまして、ほぼ100%に近いといっているのかなと思いますけれども、そういう意味では早期発見、早期対処が第一におけるのではないかなと思っています。

○3番（岩永宏介君） そうしましたら、事前にこういう返答をいただいておりますけれども、学校においては、まあ学校で生徒数も違いますので、この件数をただ単に数で比較はできないと思います。だけれども、やはり非常に気になる学校がございます。小学校で1つの学校を申し上げていいと思います。数的に非常にやっぱり多いと、比較的多い、絶対的じゃないんですが、相対的に非常にやっぱり多いと感じるのです。

それから、小学校のいじめの件数、6校のいじめ件数をトータルしますと101件です。横のほうにそれは出してございますけれども。それに比べて中学校は76件なのです。小学校が全体で101件です。それに対して中学校は76件です。これは、その76件についてもどうなのか。全校区の小学校から集まってくるので、当然いじめの件数も増えるだろうし、年齢的なものもあると思うのです。だから、そういうのを含めると、御船中学校は多いか

どうかはわかりませんが、比較のしようがないから、ほかの学校がありませんので。だから、小学校で件数が多いところ、それから中学校について、とにかく安心はしたですよ。解消率は100%近いということで安心はしましたけれども、そのあたりで、件数が多い学校については気になりますので、そこに対する対応、そこについて、いかがでしょうかね。漠然とした質問ではございますが。

○御船町教育長（本田恵典君） 議員御指摘のとおり、中学校ぐらいから大変多うございます。

まず、中学校の場合のお話を申し上げたいと思いますけれども、よく世間で言われます中1ギャップという言葉がありますけれども、本町の場合には6校のいわゆる小学校から中学校に入ってくるということで、その6校の小学校も、小さい学校から割と大きな学校までであるということで、入学しましたときにやはり集団の中にうまくなじめない、あるいは集団の中で子どもたち同士がしっかりとした交流をするという場がすぐにはできないということで、そういうところでトラブルが起きているものと考えられます。中学校の校長先生ともよく話をするんですけども、もっと小学校と交流した方がいいのではないかとということで、ここ近年、この2～3年、大変交流の回数は増えているということで、これから減少すればありがたいなと私自身は思っているところです。

それから、小学校につきましては、確かに人数の多い少ないにかかわらず、多い学校がございます。これも一応私なりに分析をし、校長・教頭と話し合いを重ねますけれども、その中で一番大きな原因は、先ほど申しました早期発見・早期対処、これが遅れている学校がどうしても解決が難しくなったり、あるいは件数が多くなると、そういう傾向にございますので、そのようなところをこれからもしっかりとやっていきまして、指導してまいりたいと思っています。

○3番（岩永宏介君） 今の教育長の御答弁は非常によく理解できました。その中で思い出したのが、1点、中学校に対して今おっしゃったことで、私は上野小学校、現在なくなっておりますが、七滝中央小学校と、小規模校ですね。あの地域の方々は、私が議員になってからまもなく、中学校に行くんだけれども、ああいう小さな学校から大集団の中学校に入ったときに、いじめが起きないかどうか非常に心配だという話を直接伺ったことがあるんです。だから、そういう意味で、交流が進んでいるということで、中学校と小学校の交流と理解をしたわけですが、そういう意味ではぜひ、引き続き目を配っていただきたいと思っています。

そしたら、主な、これは非常に言いにくいかと思います。それで、うまくいった、取り組んだ結果いじめが解決したとか、解消率は100%ということですので、そのあたりはできるだけ削って、また端的にわかりやすい成功事例と、取り組んだ結果いじめが解決しなかった、解決はしたが、解決に非常に労力を要したというのが当然あると思います。そのあたりを、2例ずつぐらいどうでしょうか。挙げていただければと思います。

○御船町教育長（本田恵典君） お答えいたします。

最初に議員がおっしゃいました100%ではなく、100%に近い解消率だということで、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、成功事例ということで、これはたくさんございますけれども、その中から幾つかお話をしたいと思いますが、1つは、いじめを受けている子どもが勇気を出してほかの子どもたちの前でいじめられているつらさ、あるいは悲しさ、そういったものを作文に書いて訴えて、そのことに気づかなかった周りの子どもたちが、心から反省をして、かえってクラスがまとまったという事例もございます。

それから、先ほども言いましたけれども、一般的に見て早期発見、早期に対処したいじめの事例のほうが大切な例と、そういうことです。

1つだけ申し上げましたけれども、あと、むしろ私が問題視しておりますのが、解決が困難な事例が大変に多うございました。何とか解決はしておりますけれども、その中でも難しい事例としましては、どうしてもいじめの事実をつかむのが難しい事例。つまり、子どもたちから、遊びの中で仲間外れにされているという訴えがあった場合に、その仲間外れをしている子どもに、確認をしても、たまたまゲームをしている数が合わなかったとか、あるいはそういうことはしていないという答えが返ってきて、その場に、周りに子どもたちがいないものですから、その事実を確認するのに非常に手間がかかったり、あるいはその事実を最後まで確認することができなかったという事例があり、当事者の子どもは大変苦しんだということがございました。

そうしたなかなか解決しない事例の中には、このいじめの問題が、保護者の方々まで派生をしまして、学校自体で解決することがなかなか難しいという事例もございました。

○3番（岩永宏介君） よくわかりました。

それでは、次の質問にまいりたいと思います。いじめを早期に発見するということが非常に大事になる、早期発見というのが大事だということを先ほどおっしゃいましたが、

これはちょっと難しいのですが、新たな取り組み、それに向けての新たな取り組みとか研修の工夫、ここです。だから、言葉で簡単に早期発見とか言うのはたやすいんです。だから、その段階でもワンステップ上に上がって、それをどう具現化するか、具体化するかというのが一番大事だと、個人的には思うんです。だから、そういうのがあれば、なければもういいですけども。同じ発見の手立てをやっているということでしたら、もうそれで結構でございますが、何かあれば、それに近いのがあるというのを思い出されたならば、それをおっしゃっていただきたい。

○御船町教育長（本田恵典君） お答えします。

大変難しい質問でございまして、学校の現場では、このいじめの、特に早期発見については大変気を配っておりまして、やり方としましては、今、議員御指摘のとおり以前とそんなには変わっておりません。ただ、早期発見の1点につきましては、もうありとあらゆる子どもたちの学校での活動の中で、これはいじめではないか、あれはいじめかもしれないと、その「かもしれない」の段階から早期対処するということ、これが最近では非常に学校のほうに浸透してきているのではないかなと思います。

それから、近年御承知だろうと思いますけれども、この研修工夫の中で、1つ大きく取り入れられましたのがSNS上での言葉とか画像あるいは動画によるいじめのパーツが非常に深刻になってきましたので、どの学校も電気通信業者それから弁護士、警察関係者の方等を招いた新しいSNSの恐ろしさでありますとか、そういったものにつきましての研修は、ここ最近行われるようになりました。

○3番（岩永宏介君） 全体的にそういうのはよく理解できますが、例えばSNSについてということを今おっしゃったのですが、これは実は、私たちは、私もずっと長年公務部署では生活指導なんですね。ここで14年間は、御船高校では生活指導、生徒指導をやっておりました。その時点ではあんまりなかったのですが、その次の高校の学校に行ったら、時代的にはちょっと違うんですけど、ある時点からSNSでいろいろ誹謗中傷して、あるいは誹謗中傷という文言があって、そういう内容の文言でなくても、相手がその文言をどう受け止めるかによって、非常に傷つくという部分があるのです。そこが物すごく難しいというか、指導困難だったというのがあるのです。だから、高校のほうが先行して、そういうのは実際あったのですね。小学生よりも高校生がそういうSNSの機械を持つ機会があったということなのです。だから、そのあたりもやはり工夫とか、研修の改善と申し上げま

したのは、まさにそのとおりのことを私はすぐやってほしいということでございます。

続いて、次はいろいろありますので急ぎますが、非常にやはりこれがどうしても頭から離れない。私は一般質問をするということで、これだけ新聞をずっと集めたのは、まず、これを見てください。ある新聞はこんなに大きく、これは2月20日の全国紙です。大津中学校の2年生が自殺で、いじめ原因と。そして、元同級生2人に賠償命令と、地裁の判決が出ています。これから、この事件をきっかけに、御存知のようにいじめ防止対策推進法というのが平成25年に法律71号ということで成立をしています。

その中で、繰り返しこれを読むのですが、この中のここだけはぜひ押さえてほしい。というのは、基本理念を書いてある第3条の2項です。これは、いじめの防止等のための対策はすべての児童等がいじめを行わず、及びほかの児童等に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することはないようにするため、そういうことで児童等の理解を深めることを旨として行わなければならない。一部カットしましたが、だから、さっきは被害者が、教育長がおっしゃったのは、いじめを受けている子が勇気を出してみんなの前でそれを報告して、それによってみんながいじめに気づいて、早期に解決ができたという事例でしたね。

そういう意味で、これを今申し上げたような形で、いじめを認識しながら、これを放置することがないようにしなければならない。こういう教育が子どもに対してやはりせにゃいかんということです。一番わかりやすく言うと正義の味方を、いじめを見とってから、それを見逃しをしない。正義の立場に立つ人間を作るのが教育なのですね。そのことを基本理念としたのが、このいじめ防止対策推進法です。そのように私は読み込んでおります。

それでもなかなか、本当にやっぱりどうしようもない方に、もうむなしくなるぐらいに新聞ではいろんなところで、これは3月9日の熊日新聞の社説でも取り上げられました。これは、非常に簡潔にまとめてありますが、だからそういう意味で、いつもいつも、手を替え品を替え防止対策あるいは研修、そのあたりをぜひやっていただきたいということでございます。

それで、教育長、この本は読まれましたですか。読んでおられますか。ああ、そうですか。この中に、これは吉野源三郎という方です。非常に古い方が書かれた本で、これが新しく発刊されました。漫画でも出ました。これを読むと、これは復刻版です。この中に、やっぱりいじめ、これを読んでとにかく私が印象に残ったのは、コペル君という、この話

の主人公が、コペルニクスのコペル、その彼が、同級生の子どもがやはり小学生の子どもです。それを周囲のみんながいじめるんです。だから、そのいじめられた子の友達のコペル君を含む数人が、今度いじめに遭ったときには、もう共同で何人かで対応しようという計画を練るんです。ところがコペル君だけが、あとの2人はいじめられているところに走り込んで向かうんですね、勇気を持って「いじめるな」ということで。ところが、コペル君だけはひたすら陰から見守るだけでできなかったと。彼はそれが一生ずっとつきまとうのです。どうして、自分は勇気が出らなんだっただろうかということなのです。

そういうところで、彼は後で友達も失ってしまうという反省があるんです。だから、そういうのを力にして、後々にもっともっと強い人間になっていくというのが、この1つのエピソードだろうと思っています。だから、ぜひ、こういうのを研修に使って、ぜひ教材化して、御船独自の教材を作って、研究、研修を行っていただきたいと思います。これは要望ですが。

それから次に、これは国会でも、この前衆議院、参議院の予算委員会の国会中継を見ておりましても、児童虐待というのを女性の議員が非常にやっぱり、これはこういう日本の文化国家で、文化でもレベルの高い国家で児童虐待が行われているということは非常に寂しいというお話から、それについて質問があってございましたが、本町において、これは児童虐待ではないか、あるいは児童虐待と思われる情報を私たちがつかんだときに、そういう事例がございますか。まあ、児童虐待について把握しておられますか。

○御船町教育長（本田恵典君） お答えいたします。

私のほうで把握しました事例は、今のところ4例ほどあります。現在、学校で対処をいただいている事例が3つ、もう1つは、こども未来課そして児童相談所と今相談しながら対処しているという状況です。いわゆる悪くはなっていない状況ですけれども、好転してるかどうか、今後のしっかりとした観察、監視とは言いませんけれども、観察が必要だなと思っております。

○3番（岩永宏介君） そしたら、そういう近くで児童虐待の情報を得た場合に、私たちはどんなふうにしたらいいですか。どんなふうというか、どんなふうに対処すべきでしょうか。今もちょっと出たんですけれども。

○御船町教育長（本田恵典君） 一般的に申し上げますけれども、これは一般人も含めて児童虐待を、例えば見た、確認したという場合には、しかるべき機関にということですが

も、それは警察であってもいいですし、児童相談所であってもいいんです。あるいはその子どもが所属している学校等であってもいいかと思っています。まず、とにかく早く知らせることが大事ではないかなと思うわけです。

○3番（岩永宏介君） 先ほど出てきましたが、それで今児童相談所というのがありましたけれども、最近政府公報ということで、新聞の第1面に左隅に政府公報が出ているのです。そこに、児相に相談する際には、この電話番号ですよということで、「189」というふうにそういう報が出ています。これは、これを覚えるための語呂合わせで、「いちはやく」というふうに、「いち早く」というのが「189」ですね。これを私はわかったわけですが、これをしっかり覚えて対応せんといかんと思ったところですが。

それは1つ、これは町長にお尋ねしたいんですが。例えば、いろんな県内、これは熊本県でしょう。虐待相談が急増、それから全国紙では児童虐待通報と、8万人を超えたというのが、これは2月8日の新聞です。そういう意味で、それにはこんなふうに書いてあるわけです。「県内虐待児童相談が急増に」、この新聞は、「児童を守る地域の目を」と書いてあります。それから、江川紹子という方、よく教育評論家とか、いろんな方が、この女性は、江川さんは「児童虐待対策知恵寄せあつて」と書いてあります。通報でも、大体そういう情報は地域からの情報、通報というのが多いんです。だから、先ほど児童虐待については、これだけの8万件とかいうのがあったわけですけども、8万人です。通報が8万件あったということですが。これは、ぜひ、やはりいろいろ今から法律が改正されてきますけれども、御船でこういうことが起きないという何らかの手を打つべきだと思いますが、お考えはいかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 私も就任直後から取り組んでいる問題の1つであります。私の考えは、地域で虐待は見つけなければいけないと、家族では見つけられません。家族には隠します。ということは、今私自身が行っているのは、各区長会とか児童・民生委員会とか、そういった機関のあいさつの中で、必ずそういった文言を入れるようにしております。なぜかと申しましたら、人間はどんどん繰り返して伝えていかないとそのことに気づいていかないと。まず、地域の方が気づくかよりは、その周りを囲む方々が気づかなければいけない。その周りを囲む方に気づかせるためには、私たち一人ひとりが日頃からそういったものを口にしていかないとなかなかならない。いろんな月間があります。月間の間で11月虐待月間があったならば、その11月だけに言葉を発するのではなくて、日頃からそういったこと

を発しなければいけないと思っております。

私も12月に虐待を受けた子どもたちのところに行ってきました。1日一緒に過ごしてきました。その中での1つの事例といたしまして、一緒に遊んでいて人形を落としたわけですね。「だめだよ」と注意したときに、「私、こうされていたもん」ということが子どもから発せられました。やはり虐待において、子どもたちはその場をしのいだ後もずっと苦しまなくてはいけない。ということは、いかに、今言われるように解決する方法は早くするかしか方法はありません。そのためにも地域の皆さん方に御協力いただかなければいけないと思いますので、私自身もこういった問題に関しましては、各箇所でお話するようにしています。ぜひとも議員の皆さん方も各箇所においてお話をいただきたいと思います。

○3番（岩永宏介君） ありがとうございます。それで、私は1つ提案なのですが、例えば新聞で、政府がお金を使って虐待防止のことを訴えています。「189（いちはやく）」という電話番号も書いています。そういうことを、御船の広報紙、我が町の御船の広報紙に、ぜひ、すぐとは申し上げませんが、どこかで入れて、そういう取り組みをやってほしいと。目に見える形で何らかの取り組みをお願いしたい。ということをまずお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○町長（藤木正幸君） はい、承知いたしました。

○3番（岩永宏介君） そうしましたら、次、不登校について、あまり時間がないので、それとフリースクールとの連携事例はあるかということで、あるのかどうか、そのあたりをお願いしたいです。

○御船町教育長（本田恵典君） お答えします。

まず、不登校につきましては、過去5年の活動を議員個人に示しているかと思いますが、けれども、実を言いますと、私はいじめよりも不登校のほうがまずは深刻ではないかなと受け止めをしているところです。それはなぜかといいますと、いわゆる不登校の解消事例がなかなか生まれてこないということで、過去3年で見えておりますと、平成28年度は解消者がゼロ件、29年度もゼロ件、そして30年度、約1件が解消をしていると、そういう状況でございます。実は逆になりましたけれども、過去3年間の不登校が14件、17件、14件という推移をしておりますので、この中でまだ1件しか解消できてないというのが、非常に私自身じくじたる思いであります。

そうした対処法の1つとしまして、2つ申し上げたいと思いますけれども、これは、教育委員会が念願をしておりました不登校解消のための適応指導教室が来年度から、旧御船幼稚園の研修室に開設をいたします。非常に喜ばしいことでして、学校には登校できないけれども、ここも出席取り扱いになりますので、この教室には登校できると、そういうお子さんが少しでも登校していただければなと思っています。

それから、フリースクールとの連携につきましては、七滝にさなぎの森というフリースクールがございますけれども、先頃私も行ってまいりました。現在は1人こちらに在籍と言いますか、通っておりまして、当然出席取り扱いにしておりますけれども、非常に子どもたちは恵まれた自然の中で伸び伸びと過ごしておりました。しかしながら、教育委員会としましては学校という集団の中で健やかに成長してほしいという願いもあって、複雑な思いもありますけれども、今後もしっかり連携していきたいと考えています。

○3番（岩永宏介君） よくわかりました。ぜひ、そういうフリースクールは最後の砦と私は思っておりますので、あそこのさなぎの森、特にあそこしかありませんので、連携をとっていただきたいと思います。

続いて、今度はこれも重い問題ですが、町立の施設、学校、保育園、役場等の職場の中でのセクハラ並びにパワハラについての対応についてお聞きします。過去5年間におけるハラスメント事案を見ての、率直な、まずその数あたりを報告願いたいと思います。

○総務課長（吉本敏治君） お答えいたします。

過去5年間においてハラスメントと認知をした件数ということで申しますと、全体で12件ございます。平成26年度が3件、27年度は1件、29年度に3件、30年度に入りまして5件、5年間の間で12件です。これは相談があったものという件数であります。

○3番（岩永宏介君） そしたら、町においては、先ほどお話があった、町長から職場におけるハラスメント防止に関する指針というのを作られたと。今年になって、2019年2月ということですが、この中にも書いてあるのかなと思いますが、そしたら、ハラスメント、セクハラとかパワハラを受けたときには、その相談窓口の体制はどのようになっていますか。

○総務課長（吉本敏治君） お答えします。

今、議員の皆様のお手元にこの指針が配布されていると思いますけれども、その8ページを御覧いただきたいと思います。その8ページに、まず相談への対応ということで載せております。これは相談そのものは口頭であっても文書であってもメールであっても、

何でも構わないのですけれども、原則今総務課の職員２名でその相談の対応を行っております。これは今回指針の中に定めておりますけれども、実はこの以前から同じような体制で取り組んでおったということになります。

○３番（岩永宏介君） 私はこれを見て、相談への対応というところに、すべてを細かくは見えていませんよ。しかし、原則として２名。相談方法は面談、文書、電話、メール等いずれの方法でも可能としますが、いずれの場合も原則として２名、総務係長及び窓口担当職員で対応しますと書かれております。ここを見て私はちょっと疑問なんです。どういうことがわかりますか。これは極めて、例えば自分でセクハラ受けたという人が、これは結局総務係長とか窓口担当職員は要するに同僚でしょう。同僚に普通相談しますか。いかがですか。

○総務課長（吉本敏治君） おっしゃる意味は十分わかります。本来、こういったものについては、できれば相談窓口を外部機関として設けるのがより効果があるのかなというふうには感じております。しかしながら、現在内部で対応しておりますけれども、そうは言いながらもこの平成26年から30年までの間で12件はあったということでもありますので、一定の効果というものはあっているものとは思いますが。ただ、今後については、議員からもありましたように、外部機関への相談窓口、こういったものも検討しなければならないというふうには思っております。

○３番（岩永宏介君） 私は今の一定の効果があったということについては、ますます疑念が深まってきます。疑念が深まってくるということではなくて、その認識では困るなと思います。これは、私は氷山の一角だと思います。氷山の一角ですよ。もっとストレートに言えるような環境の中で相談ができるなら、もっと増えていますよ。12件もあるんですよ、この御船町で。その事細かな事を私は知りません。今から調べていこうと思います、いろんなところで。どういう状況であったのかですね。だから、そういうのを今まで自分で対応してきましたので、ぜひやりたいと思っておりますが、教育長、中学校・小学校ではどんなふうな対応をしておりますか。

○御船町教育長（本田恵典君） 小学校・中学校では、大体実行パワハラ相談員というのが学校内に２名から３名おります。必ず女性を交えるということで、一番多いパターンは教頭と養護教員でございます。今のところ、そこからいろんな訴えといえますか、そういうものが上がってきているという事実はございません。

○3番（岩永宏介君） だから、少なくとも、私も教頭でいたころがありました。それと女性の先生ですよ。割と人生経験の浅くない、年配の先生でした。そして、養護教員です。それと、若干何名かいたかもしれませんが、これはやはり守秘義務を当然伴うものですので、そういうきちんとした教育を受けて、そういう先生方、養護教員というのはある程度それは仕事の上での守秘義務をしっかりと自覚しておりますので、それに近いような第三者機関というのが一番理想なのでしょうけれども、それもまた問題だろうし、予算も伴う。だから、少なくともそういう人権感覚を持った女性を入れる考えは出てきませんか。そういう発想はどうですか。

○総務課長（吉本敏治君） 内部の相談に対して、ここに2名で行っていると申し上げましたけれども、1名は男性ですけれども、1名は女性です。必ず女性には入っていただくようにしております。

○3番（岩永宏介君） 失礼しました。そこは、ここに女性となかったものですから気づかなかったのですが、質問ではないかなとも思ったのです。だから、そういうところで、できるだけそういう相談できる環境を作っていただきたい。そして、もともと12件あるということ自体が、本当に誰なのかですね。その上司でしょうか、その人の上司ですよ。そういう言動をすること自体が、やはりパワハラをすること自体において、極めて問題だと思います。

藤木町長、そのあたりをぜひ、改善の余地はたくさんあると思いますので、いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 庁内につきましても、そういったことを真剣に取り組んでいっている中にも起こっているというところを気にしておりますので、今後気をつけて、またこういったことが起こらないように指導してまいりたいと思います。

○3番（岩永宏介君） 同時に、そういう、これは今できたばかりということですので、これはやはり最近書かれたと思うんですね。だからそれについては十分研修をしてほしいと思っています。よろしいでしょうか。

続きまして、話題を変えますが、お願いしたいのですが、空き家対策についてということでございます。空き家の把握件数がどれだけあり、今後の利活用についてどのように考えておられるか、お願いしたいと思います。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今年度、御船町内におきまして、空き家の外観調査を委託しております。その結果で、不動産業者が管理する物件を除きまして、町内、空き家と思われる物件が214件ありました。この空き家の中には、手をかけずにそのまま利用が可能な空き家、または若干の改修が必要という空き家もあります。また、一番問題なのは、家屋に傾きがありまして、倒壊の危険性がある空き家、そういうものを全部含めまして214件ということで、今後、この空き家に関して有効活用ができる空き家に対しましては、有効活用していきたいと。危険空き家に関しましては、まず所有者あたりを探しまして、所有者に適正な管理を促していきたいと考えております。

○3番（岩永宏介君） 事前にいただいた資料で、手をかけずにそのまま利用可能な空き家が9件、若干の改修にて利用可能な空き家が60件、だから合わせると69件ですね。改修をすれば何とか利活用できるのが69件、大幅な改修が必要な空き家が85件、同じくらいあるわけです。その下に、家屋に傾きがあり倒壊の危険がある空き家54件、それから最後に確認不可というのがございますが、確認ができなかったのが6件というのはどういうことでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

空き家調査をする際、まず水道の開栓、使用料あたりを参考にしております。月に1トン当たりしか使っていない空き家とか、そういう使用とかもありますので。それと、現地に赴いて調査をしております。この中で確認不可というのは、水道料金あたりで1トンほど使っていると。だから、たまに帰ってきたりとか、そういう完全な空き家かどうか確認ができていないということで、今回、ここに9件ほど挙げさせていただいております。

○3番（岩永宏介君） わかりました。それで、倒壊の危険があり、家屋に傾きがあって倒壊の危険がある空き家というのが、これは大きな問題なんですけど、実際に私が知っているところに何件かあります。中山間地です。それで、非常に住民の方から相談が既にあっているわけですが、これについての対応というのは、どんなふうを考えておられますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 私も、この倒壊の危険の恐れのある空き家、これが一番問題だと考えております。まず今、私たちは空き家調査の結果、所有者の確認がまだ全然できておりませんので、来年度は、まず最初に所有者の確認を行いまして、適正な管理を働きかけたいと思いますが、またこの空き家調査の結果を踏まえまして、来年度に有識者及び関係者で構成する空き家対策審議会を設置したいと考えております。その審議会の中で、

空家等対策の推進に関する特別措置法に規定されます空家対策計画を策定する予定としております。

○3番（岩永宏介君） そうしたら今の、倒壊危険がある家は、所有者がまだきちんとおられるか不明なのかというのは、調査は行われてないということですね。

○企画財政課長（坂本幸喜君） まだ、調査結果は、こういう空き家がありましたという外見調査の結果だけです。まだ中身は所有者の確認と、またその家の内部です。内部にどれだけ荷物が残っているとか、そういうのは来年度行う予定です。

○3番（岩永宏介君） そしたら最後にしたいと思いますが、例えば所有者も不明、そして倒壊の危険がある、そういう物件が調査の過程で出てくると思うのです。だから、倒壊の危険があつて、例えばそこが通学路になっているとか、非常に重大な問題です。そういう場合には、所有者がいなくて、倒壊の危険があるところはどんなふうになるのですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

来年、その計画書を作成し、審議会を設置します。その中でそういう家屋につきましては今後どうするのか、町で解体を行うのか、これの代執行あたりもありますので、それを踏まえたところで検討していきたいと思っています。そして、この審議会の中には行政書士とか法関係に詳しい関係者の方、そういう方も含めまして、そういう中で話し合っていきたいと考えております。

○3番（岩永宏介君） そしたら、そういう所有者はわからずに倒壊の危険のあるような家屋物件については、全国的に、先行事例はあるのですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、これに関しましては、条例を設置する必要があると考えております。近隣の市町村は、上益城郡の中ではどこにもありません。ただ、隣の熊本市は審議会あたりを設置して条例まで制定されております。

○3番（岩永宏介君） この熊本市の物件については、この前のニュースでも報道されておりました。それから新聞報道もあったわけですが、大体概ねどういう内容でしたか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） その内容につきましては、具体的には対象地区とか対象する空き家の種類に関すること、それと計画期間、空き家調査に関すること。それから所有者に空き家の適正な管理を促進する。また、放置すれば、倒壊等著しく保安上危険となる恐れがある空き家あたりを今後どうしていくのか、どう所有者に働きかけをするのか。そう

いうあたりが主な内容になっております。

○3番（岩永宏介君） これは、その空き家対策、正式にはわかりませんが、空き家対策特別措置法あたりに、その評価規定があるわけですね。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 特別措置法の中で、こういうのを盛り込みなさいとか、こういうのを審議しなさいとか、そういう形で盛り込まれております。

○3番（岩永宏介君） そうしましたら、この前のニュースでは、熊本市は空き家の強制撤去開始という見出しで、新聞で読んだのですが、これは結局解体に要する費用あたりはどんなふうになったのですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 審議会にかけまして、熊本市で行うということで、その費用に関しましては、所有者に請求を求めるという形になっております。

○3番（岩永宏介君） それは、所有者がわからなかったということではなかったのですね。所有者に請求できるのですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） まず、すみません、私そこまでははっきりわかりませんけれども、所有者がわからなかったことに関しましてはどうしたかというのはわかりませんけれども、まず所有者を確認するのが第一だと考えております。

○3番（岩永宏介君） 所有者がわからなかった場合には、「わからなかった。だから、市が撤去した」と、わからない中で撤去しているんです。そして、結局撤去費用が172万円を市が負担したんです。と新聞では書いてあります。だから、そこを、これはもう本当、こういうのが出てくると思うんです。解体は強制執行ですよ。強制執行をやって、解体したものの費用は公費、だから町とか、そういうふうになるから。これはもう先が見えていないんじゃないかと、そういう形で。今から所有者を調べるということなのですが、またそこを今からどうするかを、やはり知恵の出し所と思いますので、総務課長、どうですか。そういう問題が当然起きると思いますけれども、どのような対策を考えられますか。

○総務課長（吉本敏治君） すみません、私も熊本市の情報については詳しく読んではおりましたが、代執行については、当然執行すべき人の代わりにやるということでもありますので、執行すべき人、管理している人、これがわからないとなかなかやりづらいのかなとは思っております。ただ、特別措置法にどういう書きぶりになっているのかもよくわかりませんけれども、そこは今後十分に確認をする必要はあると思います。

その公共、福祉の増進のために、その解体を行うという目的だけでできるのかどうな

のか。しかし、代執行をする場合、その請求受けがありますので、ただそれを誰に請求するのかということが非常に問題となろうかと思います。考えられますのは、平成31年度において、この審議会の中で、町にも顧問弁護士もおります。もしくは司法書士、そういった人の方々の力を借りて審議会に入っていて、その辺の法的な整備は併せて進めていく必要があると感じております。

○3番（岩永宏介君） そのとおりだと思いますが、やはり先手を打って、このあたり特措法にどう書いてあるかどうかはわからないけれども、専門家、弁護士、司法書士等がおられるということではなくて、御船町の職員の方々が勉強して、力をつけていただきたい。そんなにおかしい要望じゃないと思うんですよ。そうしないと、町はやっぱり、私がいつも申し上げるのは、専門知識を持っているのは官僚ですよ、町の。皆さんですよ。だから、勉強して知恵を出し合って司法書士や弁護士に相談して解決するというのが筋だろうと思っていますので、ぜひ、そういう面で研究をお願いしたいと、藤木町長にもお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤川博和君） お諮りします。10分間休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時00分 休 憩

午前11時12分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（藤川博和君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○6番（田上 忍君） 6番、田上です。先般、事前通告していた内容について質問いたします。

御船町には現在3つのインターチェンジがあります。全国を見渡しても3つある自治体は珍しく、町の広告塔にも使えるのではないかと思います。町長は日頃から「日本一住みたい町」を目標にしていると言われております。そこで、このインターチェンジを活用して、今後どのようなまちづくりを考えているかについて、質問いたします。

詳細な質問については、質問席より行います。

○町長（藤木正幸君） 田上議員の質問にお答えいたします。

町内にあるインターチェンジを活用してどのようなまちづくりを考えているかについて、お答えいたします。インターチェンジを活用したまちづくりには、さまざまな活用が想定されていますが、今回は企業誘致の観点から、インターチェンジ周辺の活用についてお答えを申し上げます。

御船町には、御船インターチェンジをはじめ小池高山インターチェンジ、上野吉無田インターチェンジを有しており、全国的にも3つのインターチェンジはまれで、交通アクセスに優れています。この地理的優位性の強みを活かして、熊本地震からの創造的復興を目指すために、御船町震災復興計画に復興産業拠点創出プロジェクトを位置づけて、企業誘致の推進を掲げております。具体的には、インターチェンジの優位性を最大限に活かして、経済的波及効果が期待できる企業誘致に取り組むことで、地域振興の拠点形成を図るものです。

この位置づけを踏まえて最優先に取り組んでいるのが、御船インターチェンジ東側の大型商業施設誘致です。これは町として復興のシンボルに位置づけており、雇用の創出、税収の増加、定住の促進、財政の健全化につながるような経済的波及効果が期待できる企業誘致を目指しております。

しかしながら、3つのインターチェンジ周辺は、農振除外や農地転用、農政補助金、インフラ整備などの課題があることも事実です。よって、今後も土地利用の視点から課題整理を進めて、有効活用に向けた方策を検討していきたいと考えております。

その他詳細については、担当課長より説明申し上げます。

○6番（田上 忍君） それでは、3つありますので、それぞれについてまず質問していきたいと思います。

まず、御船インターチェンジについてですけれども、1月議会で、中城議員の質問に対する課長の答弁がありました。その中で、御船インターの東側は県のマスタープランで、産業流通ゾーンとして規定されており、現在はこれを白地地域ということに、白地地域を準工業地域にするとありました。この点で課長に聞きますが、現在のこの進捗状況はどうなっておりますか。

○建設課長（野口壮一君） 今、議員がおっしゃられましたように、用途地域を準工業地域に指定をしていこうという業務を進めております。この用途地域を変える前に広域調整、それから地区計画が必要となります。今、まずは広域調整に必要な手続きとしまして、概略

の計画を今進めているところです。これが3月いっぱい済むことになります。これをもって、県とも、今までも県とちゃんと協議をしながら概略の計画を進めております。広域調整を5月から6月に県と調整をして開く。そこで、要否判定であれば、広域調整を9月までに完了させる計画で進めております。

と同時に、この前の議会でも議決をいただきました、地区計画の条例です。どういう業種などを持ってこれるようにするのか。それから、あそこに事業所とか張り付いた場合の規模的なものあたりも含んだところの地区計画も同時に進めていくというものになります。

まずは、ここら辺が進んで、次の事業等をしていくという順序で進んでいくという形になります。

○6番（田上 忍君） 今、順調に進んでいるということで、理解できると思います。

あと、今私もいろんなところに出かけます。そして、よその町の方から、今計画している大型商業施設、「本当に御船に来るの」という質問を受けるのです。そして、最近うわさで聞いておりますが、この進出を計画している大型商業施設ですけれども、他の自治体に計画変更したのではないかということも聞きます。これについて、町長にお聞きしますけれども、現状はどうなっているのでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 以前議会でも申し上げましたとおり、企業誘致には大型商業施設の本部と打ち合わせをしております。その中において、熊本県でもたくさんの自治体が手を挙げていらっしゃいました。その自治体の中から、御船町を選んでいただいたということで、熊本県で私たちは勝ち抜いたと思っております。しかしながら、南九州で1つということで、今度は他県との闘いになりました。鹿児島、宮崎、それと御船という形の感じで、南九州においても、この御船の地を選んでいただいたということでもあります。現在、南九州におきまして、この大型商業施設の進出の確定というのは御船町以外にどこにもありません。

○6番（田上 忍君） 今、町長の答弁を聞いて安心しました。そして、これからいろんな方から聞かれてくると思うのですけれども、「町で予定どおり進出する計画であるよ」ということを、これからも伝えていけるかなと思っております。ただ、まだいろんな課題は残っているかと思いますが、進出に向けて大きな課題等、何かあるのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今、県と交通調査を行いましたけれども、今後は、広域調整が一番大きな課題になってくると思います。

○6番（田上 忍君） あと、もう1つ、具体的に、よその方から聞くのですが、ガソリンスタンドの件で、何かトラブルっているのではないかと聞くのです。その点いかがですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 今言いましたガソリンスタンド、これは町に対して一切何も、依頼とか通知とか、それは全く上がっておりませんので、御船町はこの件に関しましてはまだ今のところ何も感じてないということです。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。まあ、順調に進めるというふうに理解できたのだなと思います。

あと、今回、用途地域とされるのは、今、大型商業施設を計画している土地だけでなく、もうちょっと、あと半分川のほうが空いておりますが、これについてはどうなんでしょうか、今、進捗状況は。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

町は、まず御船インターチェンジ東側の誘致部を実現させることが、今後の新たなまちづくりと、町の発展につながっていくものと感じております。ですので、そのインターすぐの11ヘクタール、それ以外のことは、まだ今のところは考えておりませんが、やはり10年先、また20年先の将来を見据えた中期的な視点を踏まえながら、制度に盛り込んでいきたいと考えております。

○6番（田上 忍君） 今、ほかのところに完成しているところの大型商業施設、九州では福岡にもあります。ほかの本州にもたくさんの店が、その施設を中心として、やはり1つの大きな町ができていっております。いろんなものがいろんな商店にできたり、いろんなものが周りにでき上がっていっております。ぜひ、将来的には、これがまた1つの大きな御船町の町となるようになっていけるかと思います。

ただ、あとこの11町の中で、今回進出するのは大型の商業施設が進出すると。まだ11町全部が埋まったわけではありませんが、その残りの土地については、現在進捗状況はどうなのでしょう。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 6ヘクタールに大型商業施設、あと残り5ヘクタールは、まだ今のところ未定という状態にあります。

○6番（田上 忍君） では、まだ計画というか、何も問い合わせとか、そういうものないのですか、入れるかでいいのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） そのあたりに関しましては、入ったデベロッパーあたりから、私たちに対してはまだそういうことも入っておりませんので、まずは造成区間の大型商業施設ということで考えております。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。これは、大型商業施設については、以上にしたいと思います。

あと、御船インターを中心にして、こうやって状況を聞いて変更されていき、これから商業施設がこのあたりに来るという。そして、御船インターが九州でいえば鳥栖みたいな中心とか、そういうふうになってくればと思うんですけども。あと、以前に私が一般質問した中で、中原北用地の質問をしたと思います。中原北用地から延びている道路、平成音大の前の町道、これを御船インターのほうにつないでくるとか、そういうことは、当時の建設課長が答弁されております。この辺は何か今頭にあるのでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 御船原線から、ずっと滝川のほうに下りていって、私の記憶の中ではそのまま御船原線を真っ直ぐ下ろして、メロディー橋のほうにつなぐという話は、私の頭の中に残っているわけなのですが、直接御船インターへの接続というのは、ちょっとほかの人にも確認をするところ以外はちょっと見当たらなかったというのがあります。1つだけ言えるのは、御船インターにもう1つタッチさせる路線として、道路建設協議会というのがありますが、小川嘉島線というのを、宇城市のほうからずっと城南を通って嘉島を通って御船インターの前のほうに接続させるというものは、その協議会の中で今検討されているという状況であります。

○6番（田上 忍君） わかりました。これからは、御船インターを中心として町がどんどん、本当に御船町に住んで良かったと。そして御船町にまた来ようという方たちが増えてくればと思います。

続いて、小池高山インターチェンジですけれども、これも同じように1回答弁がありました。これは県の区域マスタープランでは、農地保全地域となっていたとありました。このあたりは、小池高山インターを活用して、何か、こういうことを考えているというのがありますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

企業誘致の視点から、御船町の震災復興計画に位置づけております交通の利便性を活かした戦略的企業誘致の推進事業を踏まえまして、誘致検討を進めていく方針と今、課でも町でも考えております。具体的には、インターチェンジ周辺、一定の範囲が農地法の規制が緩和されるということが、相談に応じて個別案件として採用していきたいと考えております。

しかし、先ほどの町長の答弁にもありましたように、農用地域、農政補助金、インフラ整備の兼ね合いもあるため、これは整備して対応していきたいと考えております。

○6番（田上 忍君） この小池高山インターについては、もう益城町の境目でもあるかと思っています。ということは、御船町単独で考えるのではなくて、その隣接している益城町も一緒になって考えていくべき事項ではないかと思うのです。そのあたりは、何か考えておられますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

小池高山インターチェンジの周辺、土地の所有者は益城町の方もある程度何人かいらっしゃいます。私たちが調べましたが、今後は、企業誘致の相談等がありましたら、益城町あたりと協議を行って、益城町と協働で地権者あたりの交渉とか、そういうのも考えていく必要があると考えています。

○6番（田上 忍君） 今、益城町の小池高山インター、これに隣接するのは県道とか国道です。このインターチェンジができてからかなり交通量も増えております。益城町は新しい道路が、小池のほうから市内に通じる道路が新しくできるようになっております。この辺の交通緩和も県と協議しながら考えていってほしいなと思うところです。

続いて、3つ目になりますが、上野吉無田インターチェンジ、これも1月議会の答弁によると、都市計画区域外ということでした。これについてはどのように活用を考えておられますか。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

平成30年12月16日に九州中央道上野吉無田インターチェンジが開通しまして、御船町には3つのインターチェンジが供用開始されております。これにおきまして、上野地域の茶屋本のところの鼎春園、また八勢目鑑橋、これも災害復旧からリニューアルしまして、石段も今使える状況になっております。今月にまた日向往還、教育委員会におきまして日向往還ウォークラリーも開催されましたので、それ以後年々お客様が増えております。

それと、いろいろ心配をおかけしました吉無田のキャンプ場、星の森ヴィラですけれども、星の森ヴィラも、昨年大体入村者、キャンプ場の予約が834名だったのですが、今年も、今年は1,900名、多くなりまして、あんまり伸びていませんけれども、全体的には昨年の8,143名、今年も9,937名ということで、全体的な入村者は多分思ったより増えていません。これはやはり天候上の関係で、お客様の足が来ておられないということが判断されておりますけれども、その中で、キャンプ場のほう、インターネットの予約が2月1日から開始されまして、キャンプ場の予約はほぼ1日で埋まり、今度の5月の連休ですけれども、ほぼ満室ということで、本当にうれしいところです。

また、夏休み期間中も、昨年も40日ほどありましたけれども、ほとんど満室状態で運営されまして、この結果1,900名のお客様にキャンプ場を利用されていると思いますけれども、これをあわせまして持ち込みテント等も増えております。キャンプ場の利用につきましては、ぜひ小学校の体験学習並びに震災から3年目を迎えますので、体験施設として、今年キャンプ場にトイレもリニューアルしまして、改築しておりますので、そこでもいろんな体験もできればと思っています。

そして、うちのほうが上野吉無田インターチェンジの開通で、冬のイベントあたりも計画をしまして、昨年度初めての試みなんですけれども、スターウォッチングを、火星大接近に合わせましてやりましたところ、結構お客様の反響もよかったんですけれども、夜間開園というものがなかったものですから、なかなかお客様に周知ができなかったというところなんですけれども、今後これも利用者のニーズに合ったイベントを開催していければと思っています。

それで、併せまして、愛郷吉無田のイベントでいろいろな企画を定期的に、森の学校のイベントを行っています。それはトレッキング、それとMTBの大会が定期的に行われております。MTBにつきましては、平成6年から5年間町のMTB大会をやりまして、その後継続的に今年までされまして、その苦労が実を結び、このチラシのように、「吉無田から世界へ挑戦、吉無田MTBフェスタ2019、MTBシリーズ開幕戦、CJ熊本吉無田がこの誘致を成功しました。今これに向けてスタッフみんなで実行委員会を立ち上げまして、大会を成功させるということで、今盛り上がっているところです。現在の吉無田実行委員会も今月の3月6日に公認コースの決定も受けまして、協会から認定通知も受けまして、今、盛り上がっているところです。昨日はコース設定と実行委員会の会議で、役割分

担を行っております。

また、この大会は、来年の2020のオリンピックの予選ということで、全国で8レースある中の1つの開幕戦ということで、これは運営で安全管理をしっかりやっていければと思っています。この大会におきまして、この成功で、来年もオリンピック前に引き続きやりまして、ぜひ世界大会まで夢を広げていこうということで、皆さん意気揚々で今頑張っております。

吉無田につきまして、まずは観光のホームページにつきましても、今改修をやって、動画でいろいろ町のホームページから入っていけるようなアクセスを考えてやって、地名度をあげていきたいと思っています。そして、緑の村で、いろいろなアイテムを、1日滞在ができるアイテムをいろいろ考えまして、さらなる集客を、それと知名度アップ、そして中山間地域の地域活性化と雇用創出と観光等につなげて、計画的な取り組みを行いたいと思っています。

また、併せまして、九州のおへそロード、これは広域ですけれども、山都町、高森町、南阿蘇村、西原村と連携しまして、九州のおへそロード、皆様方もチラシは御覧いただけたと思いますけれども、今年はレシートラリーをやっていますけれども、来年はいろいろな企画をしながら、この震災から復興を受けた地域に、観光につなげていきたいということで今考えておりますので、ぜひ皆様の御協力と参加のほうもお願いしたいと思います。

○6番（田上 忍君） 今の課長の答弁を聞きますと、この上野吉無田インターチェンジが観光の入り口、観光の拠点というか、そういうことで活用していくと受け取りました。その中で、今度チラシにありました吉無田MTBフェスタがあると、これは東京オリンピックの予選を兼ねているということだったと思いますけれども、これは大体どれぐらいの利用者を見込んでいますか。

○商工観光課長（作田豊明君） 今、いろいろな大会がありますけれども、これは180名から200名の参加で今募集を行っているところです。今出ているやつで行っています。

○6番（田上 忍君） 今、課長が言われたのは、大会の参加者ですね。ではなくて、そこへ来る人たち、要は観光客、それから応援者、そういうのも含めて、大体どれくらい見込んでいますか。

○商工観光課長（作田豊明君） すみません、選手は180名から200名、そして観客は特に地元のように参加していただきたいということで、500から600名を考えていますけれども、こ

れからチラシを作りまして、13日はいろんなイベント、チャレンジ企画、イベント企画を通して、町内の皆様方にもぜひ吉無田にもお越しいただきまして、大会を盛り上げていただきたいということで考えております。

○6番（田上 忍君） 今の答弁を聞きますと、地元ということは、要するによそからの集客は考えていないということですか。まあ、今度東京オリンピックの予選会ですよ。そして、熊本でいろんな世界大会があります。たくさんまたよそから人を呼んで、その大会を盛り上げようということをやっておりますが、地元だけではなくて、ほかの県外からのお客さんとか、そういうものを呼び込む計画はないのですか。

○商工観光課長（作田豊明君） もちろん、この横断道は、九州道ができました関係上、福岡のお客さんとか、全国からこの大会の参加者も募っておりますので、応援のお客さん並びにその関係者、そしてこれに興味を持っていただけるようなお客さんにPRをしていきたいと思っておりますので、今度福岡とかのほうに、広報ももちろん出して、口コミと、また昨日KABの放送の中でKABの取材班が来られまして、くまモンプロジェクトのメンバーでPRをする方向で今進めております。

○6番（田上 忍君） そのMTB以外でも、こうやって御船町周辺のマップということで、たしか吉無田高原近くを回る、お店の案内とか、こういうのもあります。こういうものも、例えばこれは全体的にまず来てほしいと願って作られているかと思うんです。それと、課長が言われた「おへそロード」、これもやはり車で来て周りの町村と一緒にどうぞ御覧くださいということだと思っております。

それと今度は、皆さん車で来るんですよ。車で来てほしいと願っているかと思うんですよ。そしてこの上野吉無田インターチェンジを活用して、ここで下りて、どうぞ御船町へ来てくださいということだと思います。

その中には自家用車があるでしょう。あと、団体の人たちは大型バスで来るかと思うんです。ここで、お尋ねしますが、大型バスでもし吉無田に来る場合、こういった形で来ると思いませんか。

○商工観光課長（作田豊明君） これまでの例につきましては、なかなか大型バスの通行が、2階建てバスも、高いバスになりますので、西原の方から来られた事例がありました。うちのほうの上野吉無田インターを利用してもらっていった場合に、なかなか若干狭くて、木も雑踏しておりますので、それは改善していきたいと思っています。

○6番（田上 忍君） 今、課長の結論から言いますと、今の状態では上野吉無田インターチェンジを使って大型バスは下りてこないだろうということですね。例えば御船インターで下りて、そして西原を経由してぐるっと回ってくると。その原因は道路が狭いのが1つ、それともう1つは木が生い茂って、バスの車高が高いのは当たるんです。だから、その車が傷むから運転手はそこを避けて、何も障害物がない西原を経由してくると。

ということは、1つこれは課題があるんです。まず、まず道路を活用するのは、これはなかなか難しいだろうと思います。でも、もう1つ、木を切るという、大型バスが当然通れるような木の伐採等、これは地権者との調整も必要かと思うのですが、この辺はぜひ整備してほしいと思うのですが、この辺いかがですか。

○建設課長（野口壮一君） 今、議員がおっしゃいましたように、枝切りの伐採というのは必要になると思います。それから、やはりリフォーム箇所です、狭隘な道路となっていますので、その辺を含めた整備を今後計画をしていく中で、1つだけ、地方創生の道整備推進交付金あたりを活用して、その辺を今後対応していきたいということになります。

○6番（田上 忍君） なりますということは、やりますということでしょうか。どうですか。

○建設課長（野口壮一君） 今、この交付金を企画で申請を出しているわけですし、まだ決定的なものは通知が来ておりませんので、今のところはそういう計画で進めますということしか言えないという状態になります。

○6番（田上 忍君） ぜひ、こうやって作田課長は、今回は東京オリンピックの予選だけど、次は世界大会を誘致したいということも言われています。世界大会ということは、もう全世界から応援に来ると思うんです。ぜひ今後、大型バスが上野吉無田インターを活用して、そして御船町を通して入れるよう、そういう整備をお願いできればと思います

それともう1つ、上野吉無田インターチェンジの活用としては、もう1つ大きな化石ひろば、この化石ひろばの活用はどうなっているのですか。この恐竜博物館の横は、結構皆さん来ているところは見ておりますが、化石ひろば、そしてあと吉無田の緑の村の中にも化石ひろばは、化石発見を体験できる場所があります。この辺は活用されているのですか。

○商工観光課長（作田豊明君） 化石ひろば、昨年地方創生の拠点整備事業で、倉庫を2カ所、御船の田代の現場と緑の村に設置しております。昨年の利用が、恐竜博物館では定期的にあそこの現場に行きまして、発掘体験をやられています。緑の村におきましては、5月の

連休中に1回、雨に引っかかりまして1回で終わっておりますけれども、その後利用されておきませんので、これも博物館と連携しまして利用していきたいと思っております。

○6番（田上 忍君） この化石ひろばについても、やはり大型バスはあそこまで入るのは、これはちょっと困難があるかと思います。道路をかなり拡張しないと入っていけないと。手前のほうで下りて歩いていくのもいいのですが、これについても、やはり枝木がかなり生い茂っていて、普通の乗用車の車高の高いのでも嫌がりそうな、本当に行けるのかと思うようなところもあるかと思います。この辺もたしか前回の質問のときには、建設課で管理していくということを聞きました。この辺は今後整備はされませんか。

○建設課長（野口壮一君） 当該路線が津ヶ峰浅ノ藪線という町道になります。今、議員がおっしゃったように枝木がかなりさしかかっているというのは、私たちも確認はしております。次年度以降で、予算の中で対応していくということで進めていきます。

○6番（田上 忍君） この化石ひろばあたりの伐採については、これは建設課の管理ということですが、実際に伐採というのは確かに今は緑の村の職員の方がやっていませんでしたか。違いますか。違ったら違ったらいいのですが。

○商工観光課長（作田豊明君） その道路の管理につきましては建設課でやっておりますけれども、支障があれば私たちで今やっているところです。今後、町道の管理も建設課にお願いしますと、それだけを、最終的な対応をしていただきたいと思います。

○6番（田上 忍君） とにかく役割分担してきれいにさせていただいて、せっかく上野吉無田インターチェンジができたのですから、そこを活用して、皆さんがこの化石ひろばへ来るなり、そして吉無田高原へ来るなり、そういう誘導を行ってもらえればと思います。

今後の、この3つのインターチェンジを利用して、町長が最初に言われていました、いつも言われています、「日本一住みたい町」これを実現してもらえればと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（藤川博和君） お諮りします。午後1時まで休憩したいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） それでは、午後1時より再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時47分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（藤川博和君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

○9番（田中隆敏君） 9番議員の田中でございます。

熊本地震から3年、現在も農家の方々においては、着々と農業経営に取り組んでおられます。これから先は、積極的に御船町の農業を、大いに議論を重ねていくことが必要ではないかと、この一般質問としました。あと、通告内容につきましては、質問席から行います。

○町長（藤木正幸君） 田中議員の質問にお答えいたします。

町の農業振興についてですが、今回御質問にありました町の農業振興について、御船町では平成28年に発生しました熊本地震から創造的復興を目指すために、平成29年3月に御船町震災復興計画を策定いたしました。現在、その計画の中で産業の発展、栄えるについて、農業生産基盤の復旧や農業の振興策に取り組んでいるところであります。

まず、平成28年災の農地等災害復旧事業の進捗状況ですが、契約については約98%が契約済みとなりました。現在、関係機関の協力を得ながら早期に復旧を目指しております。また、被災農業者が将来に希望を持って営農を継続していくため、被災農業者向け経営体育成支援事業に取り組んでいます。関係農家より申請があった農業用倉庫舎、畜舎、農業用機械の再建や復旧が進んでおり、今年度内にすべての事業が完了する見込みであります。

次に、農業振興策についてお答えいたします。本町の農業振興については、第5期御船町総合計画の中で、平成28年度から平成31年度の第12期基本計画に基づき、活気ある農林業の振興を推進しているところであります。御船町の農業については、平坦地域と中山間地域に大別され、平坦地域の周辺における農業は水稻と麦等の土地利用型農業が中心で、飼料用稲の作付や、近年は飼料用米や加工用米の作付が増加しております。

また、中山間地域においては、水稻や露地野菜の作付が中心で、豊かな水と気候を利用した農業が営まれております。具体的な取り組みとしては、平坦地域においては経営所得安定対策に対応した農業経営を維持し、農業基盤の経営者、大型高性能機械の導入による農作業の効率化を図り、経営規模を拡大することが必要だと考えております。

また、担い手の効率かつ系統的な土地利用のため、農地の集積・集約化を促進していく必要があると思います。特に、農地中間管理機構を積極的に活用し、農地の集積を図っていく必要があると思っております。また、中山間地域等で担い手不足の地域においては、

農地の基盤となる営農組織や農業法人の設立に向けた支援を行っていきたいと考えています。中山間地域は狭い農地が多いなど生産条件が不利であるため、圃場整備や農道、用排水路整備などの生活基盤の整備を推進していく必要があると思います。そのため、中山間地域総合整備事業に取り組む農業・農村の活性化を図っていきたいと考えております。

現在、町では熊本地震からの復旧・復興を最優先課題として取り組んでおり、農業振興策の実施については、第5期御船町総合計画に基づき、御船町農業振興地域整備計画や御船町水田フル活用ビジョン等の計画と整合性を図りながら推進していく必要があると考えます。

その他詳細につきましては、担当課長より答弁させます。

○9番（田中隆敏君） ただ今、町長から答弁がありました。その中身を少しずつ碎きながら質問を重ねていきたいと思います。

まず最初に、やはり震災の後、また大雨の後に、農地災害ということで、その復旧事業の一部の説明がありましたけれども、中身についてお聞きしたいと思います。どういう状況であるかをお話してください。

○農業振興課長（藤野浩之君） それでは、お答えいたします。

平成28年災害についてお答えいたします。この農地等災害復旧事業につきましては、災害復旧事業として実施すべき件数は472件ございます。その中で、現在発注済みが462件ということで、約97.9%の契約率となっています。ただ、工事が一応3月末見込みですけれども、完了するのが約50%、2月末で209件の完了ですので、あと3月末まででいきますと約5割ぐらいの進捗かと思っております。あと残りにつきましては、平成31年度中に何とか完了できるよう、全力を挙げて取り組んでいるところです。

○9番（田中隆敏君） そうですね。冒頭の98%という契約等、そういう形で進んでおりますけれども、実質的には5割ほどということになっている状況です。

それでは、ちょっと形を変えますと、農地の平坦の農地と中山間の農地と状況があります。その中において、平坦は個人の水田及び農業用水路、道路、こういう状況の中でどのくらいまだ残っている部分はあるのでしょうか。被災で。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

平坦地区ということで、完了したのは平坦地区で、大体157件の工事の実施を予定しております。その中で75件が2月末現在で完了しているということで、約47.8%の完了とい

うことで、あと一月余裕がありますので、5割ちょっとは完了するのかなと思っております。

○9番（田中隆敏君） 平坦の状況はそうであると。では、中山間において、かなり今状況が悪いと思うのですけれども、その問題点、その課題というのは何かあるんですか。中山間地の災害復旧事業において。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

中山間地域の災害復旧事業につきましては、約42%ほどの完了ということで、平坦よりも若干遅れている状況であります。工事の課題としましては、特に中山間地においては、工事車両がなかなか入れないということ。仮設道路を設置しなければならないということで、時間も要しているということ。それと、全般的に、農業災害におきましては、水田が多いんですけれども、水稻の作付を行っている時期については、どうしても工事ができないということで、収穫後、秋から冬にかけての工事になるということで、どうしても工事期間が制約される点と、仮設道路を設置するという点で、一応工事にある程度期間を要しているということで、進捗がおくれている部分もあるかと思えます。

○9番（田中隆敏君） 平坦においては、もう水田として復旧しながら耕作を進めているということが、ほぼ全部やっていると思えます。中山間地において、今の説明のようにいろいろな諸問題があって、なかなか復旧工事が進まないということになりますと、先ほど町長からもありましたけれども、やはり野菜の部分とか、そういう何か戦略的に考えながらの、要するに地面の狭いところを活用するなり、そういう考えは何か指導的にやっていますか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

特に、中山間地域において、農地の被害を受けて、水稻の作付はできない地域等につきましては、野菜の生産ということで、JAあたりと一緒に地域の説明会をしまして、ホウレン草とか小松菜、菜花、そういった形での、ある程度高齢者でも栽培が可能な野菜ということで、地区の説明はやっております。

それと、あとは大豆あたりに取り組んでいる地域もありまして、そこはある程度まとまった面積で大豆の生産も行われております。

○9番（田中隆敏君） そういうふうには、行政側としての目標は、そういう生産活動に移行してもらおうという形の方針を持っていただければ結構だと思います。

そして、今よく農地の放棄、耕作放棄地になるような、そういう状況はどうなんです

ようか。

○農業振興課長（藤野浩之君） 耕作放棄地の件ですけれども、中山間地域においては、やはり高齢者、担い手不足ということで、耕作されない土地が増えているというのは現状です。それと、今回の平成28年災害の被災を受けまして、災害復旧が申請できなかった農地等は、自然で復旧するという形でされますので、その辺が耕作放棄地にならないかなということで、その辺は心配している部分もあります。

○9番（田中隆敏君） そうですね。災害においての補助付きの整備ならばするけれども、手出しがあって、要するに費用対効果が望めないとなると、もうそこまでしませんよと、手出しまでして水田の復活はしませんよということになると、だんだんそういう耕作放棄地になったり、さまざまな形でそういう問題が発生しますので、そういうところも長期的に考えて、町も検討していただきたいと思います。

これは、災害復旧事業の中で、直接は私たち熊本は関係ありませんけれども、私の地元でも災害復旧の水路工事等々が4カ所で行っておりますけれども、そういう中で、一番完全水路の大きなところの水路工事、これは建設課になりますけれども、野口課長に、これは地元からの意見です。要は、この災害復旧工事はいつまでに、年度内に仕上げる、そういう方針でやってこられているのですかね。

○建設課長（野口壮一君） 今、御指摘がありました箇所は山井手川の災害復旧工事になるかと思います。進捗はおくれているというのは事実です。年明けに受注者の代表者とも会議をしまして、今のスピードでは間に合わないということで、強化を図ってくださいということで、一昨日また代表の方ともお会いをし、工程の管理をしました。今のところ2班態勢でやってきておられたわけなのですが、先週になったら4班態勢で現場のほうに乗り込んでおられます。工期も3月末になっていますので、この工期を厳守してくださいということで、3月いっぱいには終わらせるように指導をしているところです。

○9番（田中隆敏君） そうなんですよね。農家の方々はもう既に、要するに今年は雨が多くてなかなか工事の進み具合ができないというのは近くにおってよくわかります。しかしながら、ここでは野口課長も御存じのとおり、前年度からずっとつないできている部分の事業ですから、本来であるなら、今頃は当然完成をしていなくちゃいかんということで、地元の方は思っているわけですよ。それで、やはりまた3年間の災害復旧工事の時期を外れて、どういう名目で延長されるのかわかりませんが、要するに地元の方々は、3

月いっぱいまでやってもらわないと農作業の準備はできませんと。あれだけの農道等さまざまな形で使っておられますので、農作業に行くのにも逆に遠慮しながらやっている状態でもありますから、できるだけ納期内に、工期内に終わるように、また課長からもよろしくをお願いをしたいと思います。この点は以上です。

それでは、復旧工事がある程度めどが立って、使える農地が大分出てきました。そういう中で、現在は、町長の言葉にもありましたけれども、水田の作物、または畑作の作物、そういう中で、今はどういう状況で進んでいるというふうに、今、藤野課長は思うか、説明をいただきたいと思うのですが。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

現在、水田農業地でお答えをいたします。現在、御船町におきまして、水田ですけれども、作付をされている品目からいきますと水稻が一番でありまして、水稻と加工用米、飼料用米、飼料用稲と大豆、麦、馬鈴薯（ばれいしょ）、このあたりが主な農作物ということで、御船町では生産をされております。

○9番（田中隆敏君） そうですね。一般的にはお米、水稻はそれで、順調に作付は、要するに生産調整がなくなったから、十分水田が余っているのに作付がされていると思います。その中に今説明があった加工米とか飼料米の形に移行をしてやっておりますけれども、この分におきましては、さほど変化はないようにも見られますし。ではこのWCSとたばこ、たばこは今、藤野課長から内容はありませんでしたけれども、たばことWCSは今までは協力関係にありながら進めてきたと思うんですよ。じゃあ、WCSは減っている、たばこも減っている。では、どういうふうに今からなっていくのかなというのを、考え方があったらお話してください。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

先ほど、たばこの話は漏れておりました。たばこの栽培も行われております。その中で、たばこと飼料用稲、WCSの関係ですけれども、実はたばこ耕作農家の方もやはり減少をしております。この関係で、どうしても飼料用稲の作付もそれと同時にやはり減ってきたということで、飼料用稲につきましては、平成26年度に約77ヘクタール作付をしておりましたが、平成30年度においては、約38ヘクタールということで、約半分ほどになったということで、その飼料用稲につきましては減ってきているということです。要因につきましては、先ほど言われました生産調整が廃止になって、食用の作付をされたという部分

も1つ要因としてあるのかと思います。それとたばこ農家の関係ということで減ってきているということで、飼料用稲につきましては減少傾向にあるということになっております。

その中で、増えた作物としては、先ほど申しました大豆が平成27年度が約7.4ヘクタールでしたけれども、平成30年度は14.4ヘクタールということで、大豆が増えてきているということで、大豆につきましては、やはり集団化等を図りながら、今後も増えていくということで予測しております。

○9番（田中隆敏君） 生産力が下がったり、そのWCS随分面積が少なくなったということは、作付される農家の皆さんの戸数も減ったと判断していいと思うのですけれども、それを含めて補助金とか、さまざまな形の体制が変わってくればそういう形にならざるを得ないというのわかります。

それでは、これに代わるもので、要は今言われた大豆、それからWCSも組織、麦もおそらく組織の、一種の生産組織でやっていると思うんです。だから、では大豆は隣接の嘉島町とか、隣接の甲佐町とか、そういう営農組織をとって、そして機械を導入しながらやっているのですけれども、御船町はこの生産面積、作付面積が増加していくということであれば、今からどういう、言わば作業形態をとっていかうと考えておられるのですか。組織づくりのほうからお願いします。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

大豆生産がどんどん今度作付面積が増えていくということになれば、当然機械化、大型機械とか共同で機械を使う人が出てくると思います。そうするとやはり組織を、まずは機械の共同利用組合みたいなそういった組織を作って、機械を導入しながら、生産コストを下げていくということが必要になってくるのかと思います。

○9番（田中隆敏君） 現在、大豆の作付は増えているように、復旧をやっておられる農家もかなり増えてきました。そういう中で、現在はおそらく御船中央土地管内は嘉島町の機械で収穫作業をやっておられるのかな。そうすると、私たち陣、豊秋方面は、甲佐町のそういう組合の方をお願いしている。ということは、組合関係ではないものですから、JAのつながりはありますけれども、やはり収穫作業をするのに、後にずっと待った形でやっていくということになっていると思うんですよ。ということは、次の作業に移るのに、この間はなかなかできないということですから、だから、そういう組織を作り、または機械導入をしながら、そういうことをやることによって、また中山間地の収穫のあり方もありま

しょうし、平坦のあり方もありましょうし、そういう形で、考えた形でやはり機械導入とか、そういう部分を大いに進めていっていただきたいと思うのですけれども、そういう点はいかがでしょうか。

○農業振興課長（藤野浩之君） 町としまして、そういった組織を作って、機械導入ということになれば、そういった補助事業等を地元で情報提供をしながら、組織づくりを支援していきたいと思っています。

○9番（田中隆敏君） だから、補助体制が整備してくると、国からの補助金体制が整備してくると、農家の方もやはり収入が安定できるような、そういう農作物に替わっていくというのはもうこれは自然のことですから、そういうことをくみしながら、先ほどのような形で後押しをしていただきたいと思います。

それでは今言えば、逆に言うと急成長ではないけれども、馬鈴薯、これはどのくらい今作付はなされているのですか、御船町全体で。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

平成30年度につきましては、馬鈴薯については6.5ヘクタールということになっています。

○9番（田中隆敏君） ではあんまり伸びてないんですね。1人の農家の方に確認をしたら、4ヘクタールは作付を、昨年度はしたし、今年度もしていくという話でしたので、そのほかにも、何戸馬鈴薯を植え付けて収穫している農家があるのですか、現在、御船町に。

○農業振興課長（藤野浩之君） すみません、農家戸数は資料として持ってきておりませんので、すみません、これはわかりません。

○9番（田中隆敏君） これは、国の補助対象の作物ではないのですか。ではない。

○農業振興課長（藤野浩之君） これは補助対象の作物ではあります。

○9番（田中隆敏君） あるんですか。

○農業振興課長（藤野浩之君） はい。

○9番（田中隆敏君） それでは、御船町の馬鈴薯にかかわる農家の戸数等、おそらくもっと面積はあると思うんですね。そこの第1号道路を通っても、右左を見るとたばこと違うジャガイモ用のビニールが被せてありますので、そういうところを全体を合わせるとかなりあるのかなと思いますので、そういうのもそれぞれの農家の方がやっているのか、組合組織を作っているのか、そういう形ではどちらがいいのかという。要するにジャ

ガイモの取扱会社と提携を組んでやっておられる会社がほとんどだと思うのですけれども、
どういうやり方が将来伸びていくのかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○農業振興課長（藤野浩之君） どうやったらと、ちょっと何か難しい質問ですので、これは
各営農につきましては、各経営体が営農関係は判断されていくものだと思いますけれども、
やはり大規模化していくということになれば、組織化なり国の補助を受けながらできるよ
うな農業になっていくのかなと思っています。

○9番（田中隆敏君） そうですね、やはり農家の方も鋭意工夫しながら、生産の活動と機械
の導入等バランスを見ながら、面積を増やしたり収量が上がるような形をとったり頑張っ
ておられますので、その点もやはり行政側としては注視をしていただきたいと思います。

それから、今平坦部間のお話をしましたけれども、中山間地においては、やはり、上
野及び浅の藪、それから干無田かな、畑作、そういうところを今から先もやはり大いに頑
張っていただくように、そしてやっていただくと、一種の農家の経営安定ということにも
つながっていきますので、大いにそういうところも行政側としてはチェックしながら進め
ていただきたいと思います。

そういう中で、では藤野課長は農政にわたっては非常に長いので、御船町の農業の歴
史も、またはいろんな特徴もつかんでおられると思いますけれども、では御船町には特産
品となるものは、何かありますか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

御船町の特産品という御質問ですけれども、なかなか難しいところがあります。ただ、
御船町の農業の特色としましては、やはり少量多品目というのが特徴と言えば特徴になる
のかと思います。それで、いろんな野菜、果物、農産物が少しずつではありましても、い
ろんな野菜や果物が生産されているということで、特徴として少量多品目という形で、い
ろんな品目が取れるということで農産物があると思います。

ただ今、特産品ということでは言われましたけれども、ほかの近隣の郡内の町村みたい
にこれというのはなかなか今のところはない状況です。

○9番（田中隆敏君） そうですね。核と言われている、わっとこれがありますよというこ
とは、なかなか私も思いつかない。課長がおっしゃるように、少量多品目、まあたくさん作
っておられるということで、非常によろしいとは思いますが、やはり、以前やって
おりました、今現在もありますけれども、水前寺菜、これもなかなか伸び悩んで、やはり

思うような部分がいかなかったということで農家も少しずつ減りながらなのですが、そういう中で、やはり時間をかけて年数をかけて作り上げていくと、そういう一種の御船町にはこれがありますよということにもつながっていくかと思いますけれども。例えば吉無田高原野菜の中からしますと、肥後の赤ナスとか、それはもうおそらく熊本県下、御船町の肥後の赤ナスというのはかなり通っていると思いますので、そういうのは今どういう状況かなと思うのですけれども。これは伸び代というのはあるのでしょうか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今、特産品の話で出ましたけれども、一時期は水前寺菜という形で、町としても支援を行っておりました。水前寺菜につきましては、これは平成29年度ですけれども、収量としては大体9,270キロぐらいで、販売取扱高としては約310万円ほどということで、生産農家は5戸ということで、これもやはり減少傾向にはあるということで、水前寺菜もちょっと減ってきたというところであります。

それと先ほど、特にブランドとしては吉無田高原野菜という形で、今販売、生産をされております。特に今言われたヒゴムラサキそれとキャベツ、ニンジン、そのあたりが主な農産物ということで、生産をされております。ヒゴムラサキにつきましては、大体、平成30年度で36トンぐらい生産されております。販売高でいくと1,200万円ほどの販売となっております。それと、あと多いのはキャベツが高原野菜として生産されているということで、吉無田高原野菜につきましては、今後もまた伸びていくものと思っております。

○9番（田中隆敏君） そうなりますと、商工観光課長に伺いますけれども、例えばふるさと納税で返礼品、農産物それから海とかそういう海産物はありませんで、じゃあ、工芸品はあります。私が今質問の中でしているのは、農業産品で何か使ったケースはありますか。

○商工観光課長（作田豊明君） 御船のいさぎがあります。この中に平成28年度から取り組みまして、現在18業者、27品目ございます。さらに農産物が6品目あります。お米を材料にした焼酎とお酒、それとJ Aが中心にされているばってん甘柿、それとお茶もちょっと農産物となると、農協のお茶です。それとあとは、先ほどのふりかけもあるんです。ふりかけもオール御船がふりかけを販売しまして、水前寺菜を入れ込んだふりかけも今販売促進で、今度いさぎのほうに認定を申し入れされておりますので、じき認定されて、販売しようと思っています。

そして、ふるさと納税の返礼品として、今ありますけれども、この中に載せています。

皆様方にお渡ししているかと思います。この中で、返礼品の品物として、今地元産ということで限定されていますので、出していければと思っています。先ほど言いましたように、高原野菜これももう一遍復活されまして、地元の野菜としてPRしていければと思っています。

○9番（田中隆敏君） やはりいろいろお話を聞きますと、ふるさと納税の返礼はやはり特産物であれば、例え牛肉とか、メロンとか高級なブドウとか、だけどそういうのはありませんけど、やはり今から先御船町にはこういうのがありますよと。今現在は加工品に取り組まれていると思いますけれども、それでそうすると、御船町から生産されたものと、加えた形で加工されるのであればそれでもいいんですけれども、やはり問題は何かこういうブランド化をした、しっかり農業生産に取り組む、こういうことも今から先必要な部分があるのではないかと思いますので、お尋ねをしたところであります。

そして、現在私も取り組んでおりますけれども、町長は菊芋というのは聞いたことはあるですか。ありますか。

○町長（藤木正幸君） あります。

○9番（田中隆敏君） はい。では藤野課長、どういう、私も作っているけんですね、私が言うのであればってんが、とにかく行政側もこれをつかんで、これをどうしたいなとか、何かそういう考えはありますか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

菊芋ということで今御質問がありました。菊芋につきましては、今年、去年、震災後、どうしても農地、水田が被災して水稻が植えられなかったという地域において、菊芋を栽培されたということで、私たちも把握をしております。その中で、平成30年度につきましては約1.2ヘクタールほど菊芋が生産されたということで、今後も増えていくのかなということで、町としても、特に中山間地域において作付をしていただければ、農地を守るためにも農業経営を維持していくためにも、いい作物になるのかなということで、前回も再生協議会の総会の中におきましても、産地交付金の重点振興作物ということで、その中にハウレン草、菜花と小松菜、それに菊芋を指定しまして、反当たり2万2,000円という形で産地交付金をつけるようにしましたので、今後中山間あたりで作付が増えればなと思っています。

イノシシ等獣害の被害にも遭いにくいという話も聞いたので、このあたり産地化がで

できればなということで考えております。

○9番（田中隆敏君） 私どもは一種の生産農家、御船町の中ではありませんけれども、そういう一種の組合連合会を作って、相手先は製菓会社ということで伺いながら出荷をする体制でやっております。そういう中で、おっしゃったように、有害鳥獣にもそう邪魔されずにできるというのは菊芋じゃないかということで、中山間地の方も前向きな形で取り組まれているということも聞いておりますので、これもまた補助対象の作物であれば、なお一層皆さんの作付意欲が出てくるのかなと思いますので、これに対しましてもやはりまたいろんな意味で声をかけながら広げていって、特に水田ではない、元に戻れないような中山間の農地においても作りやすい作物ではないかと思いますので、その点も含めていっていただきたいと思います。

それから、学校教育にお尋ねします。今地産地消という言葉が何か聞かないんですよ、地産地消。ですから、以前は学校の、今は田んぼでお米とか餅米を作っておりますが、これは私もよく認識しておりますけれども、以前は学校田があって、子どもたちに作付して生産して、それをしてもらうという意味で、学校の畑もあってやっていましたけれども、そのお手伝いを私もしたことがあるんですけれども、そういう中で、今は給食センターに変わりました。以前は自校式でやっていました。その中で、先ほど肥後の赤ナスという話がありましたし、要するに御船町の農家の方が生産をされたのを学校給食等々に、現在も使うまたは将来使いましょうという、そういう考え方はどうなのでしょう。

○学校教育課長（坂本朋子君） お答えいたします。

まずは、給食センターに移りまして、毎食大体1,400ぐらい毎日作っております。それに対して成果品の納入業社を毎年選定するんですけれども、その際に、その中で地元産を使ってくださいということは、当然募集をしております。

続いて、お米とか水前寺菜についてはJAのを使わせていただくということでやっております。

○9番（田中隆敏君） それも1つの子どもたちに対する、餅米もそうなんでしょうけれども、やはり野菜とかそういうのも、やはりどういう形で植え付けして、どういうふうに生産して、どうやって食べたらおいしいのかというのを、そういうことで子どもたちに指導していただければありがたいと思います。そういう中で、我々農家の人たちも、そんなに1,400食を月に1回でも納めるというのは、そんなに大規模農家というのは御船町にはな

かななくて、そういうところも含めながら、生産活動に顔を広げるということで、後で大規模の農家の話も出てきますけれども、まあ学校給食にも使えるような農産物の生産を御船町のある組織が頑張っているよというぐらいには持っていきたいと思いますので、お尋ねをいたしました。ありがとうございました。

それで、例えば生産組合、さっき大豆の話をしましたけれども、現在、水田の生産組合、例えば浅ノ藪みたいに畑作の生産組合、そしてまた会社、法人立ち上げ、そういうのは幾つぐらいあるのですか。認定農業者の中に含まれてもいいです。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

田中議員、ちょっとその前にジャガイモの、先ほど私農家戸数のほうを答弁しておりませんでしたので、今資料が届きましたので、まず馬鈴薯、ジャガイモについてですけれども、生産関係ですけれども、生産組合が1で、生産農家は5戸ということになっております。それと、作付面積ですけれども、これは10数ヘクタールということで、今情報が届きましたので、説明しておきます。

それと、あと農業生産法人の関係ですけれども、まず認定農家数ですけれども、認定農家につきましては、今92経営体ということになっております。これは法人も含めたところでは、法人が11ありまして、その中で、農業関係の法人というのが7法人です。これは農業関係ということになっております。

○9番（田中隆敏君） 個人の農家、そしてまた1つ改善結果を1つ出した認定農業者、それからもう1つ何か出て、会社法人、そういう形になっていくことによって、いろんな規模拡大にもできるし、収入の安定確保もできるという農業経営ができると思うんですけれども。現在いろんな職種によって、人手不足というのが非常に叫ばれて、御船町の農業関係で人手不足で行政側に「何か方法はありますか」というお尋ねはあっておりますか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

農業における人材確保ということも全国的に大きな課題になっているところであります。農家においては、やはりそういう人材なりに対して、高齢者の方、女性の方等、多様な人材を雇用されているところもあります。それと、あとはロボット、ドローンなど、ICT技術を採用して省力化を図って労働力不足を補うという農業者もおられます。

そういう中で、町に相談というか、相談というほどでもないですが、時々やっております。その中で、御船町における農家におかれましては、何軒かの農家ですけれども、外

国人技能実習制度を活用されて農業経営をされているという農家もあります。

○9番（田中隆敏君）　そうですね。私も聞いておりますけれども、全般的に、例えばシルバー人材センターの皆さん方にお仕事をされているけれども、やはりそういう人の手が要るときにそういうお願いしてもなかなかそろわないという。それではシルバー人材センターに申し込んだってなかなかできないよとなったときに、じゃあ、人財バンク的なものというのは税理士あたりで作るのか、御船町の行政側に作れとは言わんけれども、要は、このシルバー人材センター並みではないけれども、シルバーじゃないけれども、そういうような形で1年間を通じて何か農業活動ができるような施策はなかろうかと。国とか県には、それに似たようなものはないのですか。

○農業振興課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

まだ、国も人材センターとか、そこまではできておりません。しかしながら、国もその辺は課題として考えておりますので、私たちも農業関係の人材センターみたいな、そういったものは必要かと思っておりますので、今JAあたりでもそういった点についても協議等を、話し合い等を進めているところであります。

○9番（田中隆敏君）　法人の問い合わせの方も、人探しに大変しよんなはっです。私にもどなたか手伝いをする方、要するに作付の手伝い、収穫期の手伝い、手伝いというのもちろんと契約するわけです、その期間は。ですから、なかなか農業を規模拡大をして、機械を導入しても、やはり人の手というのがどうしても要るわけです。そうなったときに、じゃあそういうことをうまく活用できるような、そういうのが今から先必要になってくるのかなと思うのです。

そういう中で、行政側にそれをしてくださいではないけれども、そういう形でやはりそろえていかないと、せっかく規模拡大をして経営安定を図ろうとする中において、どこかに引っかかってしまうと大変ですから、そういう中ですと、やはり外国人労働者の受け入れが何らかの形でできて、それを1年間を通じて、雇用の形態がとれるような形をすれば、一会社農業者ではそれがなかなかできないわけです。ですから、それを公共の一種の団体にして雇用するような形にして、そういう人手不足を少しでも解消できる形になればいいなということで一応考えておりますけれども、そういう部分はまたおいおい相談しながらやっていきたいと思います。

そして、しっかりみんな農業を、活発に持っていこうとしているんですけれども、以

前、古荘さんという方がおられた。あの方もおられないときにみんなが希望して、理解のあるところでそういう人を入れたがいいんじゃないかと。で、今現在は営農指導員という形は多分とってないから、それぞれの農家の方がやっていると思いますけれども。町長、農業振興に当たってのところで、営農指導員という方というのは必要であったかどうかというのを、考え方をお願いします。ないならないでいいんですよ。

○町長（藤木正幸君） 古荘さんのことは、私も一緒にしておりましたので、よく御相談しておりました。その中において、協議の中でＪＡとも話ながら、その後も御船町の農業においてＪＡとともに農家と組んでいこうということで、今現状としては、御船町で営農指導員を置くということは控えさせていただいている状況です。

○９番（田中隆敏君） 最後にもう１回だけ町長にお伺いしますけれども、まあ、そういうしない、要するに農家の方の自助努力で、自分の会社、自分の農家は自分たちで経営をするという意識が高くなってきております。そういう中で、よく聞くんですけれども、男性の農業者の代表者も必要なんですけれども、この中に女性の農業者の、そういう経営をするようなノウハウを持って参入してくると、そういう農業者、農家というのは成長すると聞くんですけれども、やはりこれは男性だけに主にやらせるのではなくて、女性の感覚で農業を進めると。現在、認定農業者関係とか、そういう農業団体の女性のグループというのは幾つぐらいあるのですか。

○農業振興課長（藤野浩之君） 農業における女性の方の活躍という場を今必要だと考えております。その中で、認定農業者同友会の中に女性部会という形で特別部会を設けて、今活動をしているところであります。

○９番（田中隆敏君） 皆さんも、小坂のカントリーのところに女性部が野菜の苗とか、お花の苗も、商工観光課長、注文しに行ったんでしょう。[「はい」と呼ぶ者あり] はい。だけん、そういうのがあって頑張っておられますけれども、やはり男性も女性も１年１年年取ってくる、高齢になってくると、その活動の状況ぶりが厳しくなった形になって、何か今年今年でお辞めになるという話も聞いたけれども、マイナス要因ではなくて、何かもっと問い詰めて言うなら、そういうところもやはり農業振興課長あたりも含めて、大いに進めていかれるといいと思います。だんだん光が消えていくような状態になってくると、何となく寂しくなりますので、そういう部分もぜひお願いしたいと思います。

要するに、女性の目でこういう農業経営も必要じゃないかと思いますので、女性のグ

ループの集りの時間等も、町長あたりもお出かけになったら、そういう視点で皆さんに力強く声をかけていただきたいと思います。

では5番にいきますけれども、要するに先立っても機械の導入の国・県補助のがありましたけれども、なかなか認定農業者であっても補助のあるような機械導入というのが難しいんですけれども、どういう条件の機械導入の基準があるのですか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

機械導入に関する国の補助事業ということで、事業名としては経営体育成支援事業と担い手確保経営強化支援事業といった形で、そのような事業で機械の導入を今されているところです。これにつきましては補助率が3割から5割ということで、残りにつきましては、融資を受けて、融資債型の補助事業となっております。

ただ、事業の要件というのが確かに厳しくなっております。これはやはり国が示した営農をやっていくというもとに補助要件は定められているところであります。主なものを言いますと、最初にやはり認定農業者であるということ、それと規模の拡大、経費の削減に取り組む、そして農業収入を上げるということとなっております。それと、農地中間管理機構を活用した地区の耕作者であるといった、そういう要件になっております。

その中で、採択されるためには、そのポイント制という形で今なっております、そのポイントを獲得して、高いほうから採択になるという状況です。その中で、最近ポイントが高くなるというところは、まず規模拡大をどれだけ行っていくかということ。それと法人化していくこと、それと先ほど言いました農地中間管理機構を活用していくということを設定目標にして、その中のポイントで採択が決まっていくという状況になっています。

○9番（田中隆敏君） だけれども、認定農業者の方の営農のほうはよくわかりますけれども、それ以上に、やはり法人立ち上げとか、その生産組織自体が御船町には多分ないと思うのですけれどもね。だから、そういう形になって、ポイントをかせぎましょうというのが、いわゆる、さっき町長も最初の答弁の中にありましたけれども、中間管理機構の加入、では今から農地は、それは農家の方がポイントをかせぐために中間管理機構の制度を活用するのではなくて、農地を持っておられる方が、これを理解して、じゃあ、中間管理機構に預けて、それから農家の方に貸し出しをしましょうと。その部分が、どうもまだ地権者の方がなかなか理解をしてもらえない。私も実際その書類をもらって話をしましたけれども。ですから、なかなかそういう点で進まないからポイントが稼げないと。では、法人と

なると、やはり法人にして経営が安定して、雇用しながらやっていって、果たして採算がとれるかというところ、そこもまたなかなか見えないのです。そのように仕向けていかにやいかんでしょうけれども、そういうところをクリアして初めて3割補助だったり5割補助だったり、そすとリース事業化、その利子を補給とか、いろんな制度があると思うんですよ。一番大型機械を購入するには5割補助が一番有利、だけれどもなかなか点数が足りないからできませんと。

だから、そういう点からしますと、さっき言ったように、制度を一つ一つ農家も理解するけれども、地権者の方、農地を貸している方、それで農業委員会を通してやっていくのです。それでは国民保険の枠というところ、なかなか地権者の方にはそういう説明は届いておりませんので、貸している方は中間管理機構に加入したりして云々とやって「何家族な」て、「今までどおりでようはなかかいた」って、お金をもらう、借料をもらう、何をもらうで。だからそういうところを何かもう1つ、何かの方法で説明をしていただくと、私たちも進めやすいのかなと。それがまた大規模農業とかそういうのにつながっていくということになって。

今、農業後継者、新規就農者は何人かおりますか。例えば平成29年でもいいし、30年でもいいし。

○農業振興課長（藤野浩之君） 新規就農者に対しましては、ここ数年はおりません。

○9番（田中隆敏君） では、この制度というのを、皆さん方に説明をしていただけますか。

○農業振興課長（藤野浩之君） 新規就農者に関してですけれども、これは以前青年就農給付金という形で、これは国の補助事業ですけれども、これを活用されている方が、現在では個人が2名と夫婦で1組ということで、3名の方は継続してこの事業に取り組まれています。

新たに、去年、今年ということでの新規就農者はおりませんでした。

○9番（田中隆敏君） 年間150万円、国・県を通しての新規就農者かな、見舞金ではなくて就農金ですよ。その制度、5年間、それもありますし、そういう意味ではいろんな条件をクリアしないと、そう簡単に出るわけではありませんけれども、そういうのも行政側と相談をしながら、どういう手続きですかということやっていきたい、いかにやいかんと思います。

それと、山都町あたりが取り扱っておられるのが、農業後継者、新規就農者ではなく

て農業後継者に50万円を出しましたと。それが20何名かあるそうです。そういうことで新聞にも載っておりましたので、それは国・県の方針のやり方ではなくて、山都町独自のやり方で出したということで、そういう方が当てはまるのは、さっき150万円が該当しなかった人が現在就農して、息子さんが、娘さんが就農して、そういうケースは今は、そういうのが与えられていいケースはありますか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

町では、新規就農者につきましては、祝い金という形で一応制度は設けております。これは営農計画書を見て、県で認定していただいた。そして1年営農状況を見た上で、祝い金という形でこうした制度は持っております。ただ、山都町、今回私も新聞で見ましたけれども、この制度につきましては、御船町においては今のところはまだありません。

○9番（田中隆敏君） 山都町の考え方は、町長、よかったら聞いておってくださいよ。農業が元気になるとまちも元気になるということなんです。今日、私が冒頭に申し上げたように、今、地震の後、農業問題というのは、そう熱く議論というのはあんまりなかったと思うんですね。ですから、町長もこれからは御船町の農業がやはりどんどん活発化していくように、首長さんですから、そしてまだ先もやろうと思うならですね、そういう意味でしっかり目を向けて、農業問題をやっていただきたいと思いますので、今回の一般質問としました。

以上で、終わります。

○議長（藤川博和君） お諮りいたします。10分間休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 異議なしと認めます。10分間休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時00分 休 憩

午後2時11分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（藤川博和君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本会議は、御船町議会会議規則に従って、議事を進行していきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 報告第18号 専決処分の報告について

○議長（藤川博和君） 日程第2、報告第18号、「専決処分の報告について」の件を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 質疑なしと認めます。

以上で、本件の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第88号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（藤川博和君） 日程第3、議案第88号、「損害賠償の額を定めることについて」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○11番（井本昭光君） 議案第88号の損害賠償の件については、大変総額がことになっていきます。この件については1回全員協議会で説明は受けておりますけれども、もう一度説明をお願いしたいと思います。

○議長（藤川博和君） 井本議員、ほかに質疑はありますか。関連の質問は、続けて。

○11番（井本昭光君） この件については、関連質問は、今回こういう補償の金額が、たびたび出てくるようなことが起こっております。しっかりと町道の管理については、今後何といたしますか、保険にかたっているから大丈夫ということではなくて、この子が大変全治、直るのか直らないのか、まだおそらく、わかりませんが、若い子どもが一生棒にふるようなことになりはせんかなという危惧をしておるところでございます。補償は保険保険で言わんで、町長も建設課もしっかり町道の管理には、今後事故のないように努めていただきたいと思います。これが高い安いではございません。

○総務課長（吉本敏治君） 本件につきましては、議案第88号でお示ししているとおりであります。この件につきましては、概要につきましては一度、3月1日に参考の弁護士に来ていただきまして概要の説明を行っていただきました。その際、意見書を弁護士が作成しておられます。その意見書に基づきまして、少し概要の説明をしたいと思います。

まず、本件につきましては、平成28年6月4日、午後1時30分頃です。御船町が管理する熊本県上益城郡御船町、町道竹下線において、当時14歳の女子中学生並びに10歳の男

子小学生が自転車に乗って走行していたところ、道路の中央部分付近に生じておりました亀裂にタイヤがはまって、そして転倒をし、病院に搬送されたというのが一連の概要であります。

○議長（藤川博和君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（岩永宏介君） 今の井本議員の質問に非常に大賛成でした。といいますのは、やっぱり私もずっと保険に入っているからということはいざ知らず、本当、この人の若い今後の、若者の人生にかかわる問題ですよ。そういう意味で質問したいわけですが、この事実を知ったのは、役場が知ったのはいつ頃ですか。事件は6月4日に起きたということはわかりますが、役場でこの事件を把握したのはいつ頃ですか。

○議長（藤川博和君） 岩永議員、連続して、これに関連する質問はありませんか。

○3番（岩永宏介君） ないです。

○議長（藤川博和君） ない。はい。

○総務課長（吉本敏治君） 平成28年6月4日、この日は土曜日でした。当然学校もありません。休みの間に起きた事故ということでもありますけれども、平成28年6月4日、私たちは熊本地震の関係もありまして、災害対策本部会議等については、その頃は夕方から集まっていた。その関係もありましたので、災害対策本部会議、町長ももちろんですけども、すべての本部職員はその日のうちに知っていたということでもあります。

○10番（沖 徹信君） 損害賠償額が1,500万円、そこはわかったのですけれども、今、この子どもというか、本人の健康状態というか、それはどうなっていますか。

○総務課長（吉本敏治君） 健康状態につきましては、当然、病院には定期的に受診をしておられるということは聞いております。お姉ちゃんが、当時中学生だったと、小学生については軽傷でしたので、今は何も通院はないと聞いております。

○10番（沖 徹信君） 当時中学生だった女性の方、後遺症というのは残っているわけですか。

○総務課長（吉本敏治君） お答えします。

当時この事故を受けて、病院に搬送され、その後熊大病院におきまして、脳外傷後遺症と、これは一般には高次脳機能障害、いわゆる高次脳機能障害になるんですけれども、その一定の等級を診断の結果受けておられます。後遺障害があるということになります。ただ、その程度については、私も医療的なものについては詳しくありませんのでよくはわかりませんが、後遺障害があるということになります。

○10番（沖 徹信君） 当時14歳、今から何十年か生きられるわけですね。そういう中で、今後の日常生活において支障があるかないかは把握しておられますか。

○総務課長（吉本敏治君） 今後、この高次脳機能障害が経年によって、年を経るについて改善することもあるとは聞いております。ただし、その度合いというのがどういう進捗の度合いかというのは私もわかりませんが、しかし、今回、「悪くなる可能性もある」と呼ぶ者あり]はい、後遺障害が改善される場合もあるし、同じような程度で残る場合もあると。これはなかなか個体差があって、非常に難しいと。将来的な判断というのは難しいと。

したがって、今回示談しました分につきましては、先ほどありましたように、今後、一生を終えるまでの間に、長い間生活をしていかれますので、その分の遺失利益というものも、この1,500万円の示談金の中に含まれるということになります。

○議長（藤川博和君） 質疑はありますか。

○6番（田上 忍君） 私は別の観点から。こうやって事故が起こったことについては、とても悲しいことだと思います。道路がこうやって壊れていてこういう事故が起きたと。まずこうやって起きてみると、こういうけがを防げなかったかなということを思うわけです。もう大分前から、小学生、中学生について、自転車に乗るときはヘルメットを着用とか、そういうことをたしかやっていると思うんですけれども。現在小中学生のヘルメット着用については、どうなっていますか。

○御船町教育長（本田恵典君） お答えします。

ヘルメットを着用することになっています。

○6番（田上 忍君） 今回、こういう事故が起こったときには、おそらく着用していなかったのではないかなと推測するのですが、今後その辺も含めて指導のほうも教育委員会としては行ってほしいなと思っております。

○御船町教育長（本田恵典君） 私もこの事故は鮮明に覚えておりまして、その後すぐに病院の集中治療室に伺いましたので、お母さんとお話することができたんですけれども、当初の状況は、2人して自転車に乗って遊んでいたという状況でして、坂道を下っているときにその事故に遭ってしまったということでしたけれども、すぐに次の週には各小中学校に連絡を流しまして、自転車の乗り方指導、それから坂道を走行するときのあり方等については注意を促したことを今、覚えております。

○議長（藤川博和君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 討論なしと認めます。

これから、議案第88号、「損害賠償の額を定めることについて」を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（藤川博和君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第89号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（藤川博和君） 日程第4、議案第89号、「損害賠償の額を定めることについて」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 討論なしと認めます。

これから、議案第89号、「損害賠償の額を定めることについて」を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（藤川博和君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第90号 財産の取得について

○議長（藤川博和君） 日程第5、議案第90号、「財産の取得について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 討論なしと認めます。

これから、議案第90号、「財産の取得について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（藤川博和君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第91号 財産の取得にかかる変更契約の締結について

○議長（藤川博和君） 日程第6、議案第91号、「財産の取得にかかる変更契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（中城峯雄君） 総額で9,300万円ですか、減額となっております。変更理由として3つありますけれども、当初計画は140万2,000円で、そのときはいろいろ随分議会で議論をしまして、変更では108万9,000円ということで、随分減額になりましたけれども、これでもまだ買取型に比べると随分高いですね。どこがどう違いますか、ケース的に違うのですかということをお尋ねします。

それで、2月の、今買取型が出てきていますけれども、今後URとの契約は、今後はあるのでしょうかということです。

○建設課長（野口壮一君） まず、価格の面なのですが、以前、福永議員の質問にも答えた経緯があるのですが、今回のURからの発注依頼は、公共単価それから物価担当の価格、資材単価等を拾い上げて設計を組んでいく。民間の買い取りにつきましては、日頃民間事業者が取り扱っている材料を、大きい会社になれば、自社でストックをされているというものもあります。その辺で、単価の面で大きく開きがあるということで、この単価の価格に開きがあるということになります。

それから、URの後の工事としては、今一丁目のI期の3階建てのRCの建物です。これがあと1件だけURにかかるようになります。ほかについては全部民間買い取りとい

うことになります。

○議長（藤川博和君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（田上 忍君） この議会の中でもいろいろ議論もありました。それで、もう一度この議会の中で、変更後の価格等を、もう一度教えてください。これだけです。

○建設課長（野口壮一君） 今回の議会の説明資料の12ページになります。最終坪単価は、これは税抜きの価格になりますが、坪当たり108万9,000円ということになっています。

○議長（藤川博和君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 討論なしと認めます。

これから、議案第91号、「財産の取得にかかる変更契約の締結について」を採決します。  
お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（藤川博和君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第92号 工事請負契約の締結について

○議長（藤川博和君） 日程第7、議案第92号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 討論なしと認めます。

これから、議案第92号、「工事請負契約の締結について」を採決します。
お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（藤川博和君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 8 議案第93号 御船町町民グラウンドの指定管理者の指定について

○議長（藤川博和君） 日程第 8、議案第93号、「御船町町民グラウンドの指定管理者の指定について」の件を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○4 番（中城峯雄君） この名称が御船町スポーツセンター施設管理運営共同企業体ということですが、この組織はどのような組織で、またどのようなことをやっているのでしょうか。それと、指定管理料は幾らでしょうか。

○社会教育課長（宮川一幸君） お答えします。

まず、スポーツセンターの共同企業体につきましては、スポーツセンターを管理委託しています 3 社の熊本YMCA、有限会社熊進、有限会社スクラムという 3 社で、3 社の出資比率が大体YMCAが60と熊進、スクラムが20、20という形で共同運営企業体を運営されております。

指定管理料につきましては、277万6,000円という形で、一応今回 2 年間の指定管理を委託するような形にしております。2 年間という根拠につきましては、昨年スポーツセンターを 3 年間、この運営企業体に指定管理を委託しておりますので、その最終結を合わせるために平成33年 3 月31日までという形に 2 カ年で、今回指定管理をいたしております。

○4 番（中城峯雄君） 先日は、このグラウンドでグラウンドゴルフ大会に私参加しましたのですが、まだ河原のようです。ゴルフを横に行ったり、そういう状況ですので、随分整備には時間がかかると思いますが、そういったこともちゃんとやってくれるのでしょうか。

○社会教育課長（宮川一幸君） 今のグラウンド状況の石について、お答えします。町民グラウンドがごみ置き場になっておりまして、泥の入れ替えを40センチ、50センチぐらい掘ってから、今度は山砂を全部入れております。その山砂の中に、やっぱりある程度の石が混じっておるもので、結構社会体育の職員で拾ったりとか、あるいはグラウンドを整備するために、タイヤを引っ張ったりとか、整備はしているのですが、整備しているその下からまた石が出てくるような状態で、極力、行ったら整備はするような形にしているのですが、使っている方も少しずつ石を拾って協力をしていただきたいなと思っております。極力、そういったきれいな管理にしたいと思っておりますので、以上です。

○議長（藤川博和君） 質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 討論なしと認めます。

これから、議案第93号、「御船町町民グラウンドの指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（藤川博和君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第94号 御船町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤川博和君） 日程第9、議案第94号、「御船町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 討論なしと認めます。

これから、議案第94号、「御船町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（藤川博和君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第95号 御船町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤川博和君） 日程第10、議案第95号、「御船町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 討論なしと認めます。

これから、議案第95号、「御船町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（藤川博和君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第96号 御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤川博和君） 日程第11、議案第96号、「御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 討論なしと認めます。

これから、議案第96号、「御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（藤川博和君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第97号 御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤川博和君） 日程第12、議案第97号、「御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

「ありません」と呼ぶ者あり

○議長（藤川博和君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

「ありません」と呼ぶ者あり

○議長（藤川博和君） 討論なしと認めます。

これから、議案第97号、「御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（藤川博和君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第98号 御船町老人憩の家設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について

○議長（藤川博和君） 日程第13、議案第98号、「御船町老人憩の家設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

「ありません」と呼ぶ者あり

○議長（藤川博和君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 討論なしと認めます。

これから、議案第98号、「御船町老人憩の家設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（藤川博和君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第99号 御船町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例の制定について

○議長（藤川博和君） 日程第14、議案第99号、「御船町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（中城峯雄君） 地域包括支援センターは、この介護保険制度に基づき2006年に開設されておりますが、最近の新聞記事で年々高齢化と人口減少が拡大して、センターの運営はどれも試行錯誤が続いているという記事がありましてけれども、御船町の現状はどうでしょうか。

○福祉課長（西橋静香君） 地域包括支援センターは介護保険法で定められて、全国の自治体に設置が義務づけられている施設です。御船町は直営で運営をしております。熊本県内は45市町村のうち24市町村が直営で、53.3%が直営で行っております。それ以外が委託ということになっております。委託の事業所では3職種、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の3職種を設置するということが条件になっていますが、それに関する補助金は各自治体から出ていると思われまます。業務がかなり医療介護と連携に関すること、認知症の方等に関すること、虐待の対応に関することなど、多岐にわたる業務となっておりますので、それとケアプラン作成する情報ということで、それぞれの包括支援センターで業務をやってもらおうということだと思っておりますけれども、御船町の運営状況が悪いということではありません。

○4番（中城峯雄君） そういうことであれば、直営でやっておられるから、あとヘルパー事

業所に委託をするところもあるようですね。これは新聞の記事なんですけれども。

それから、この地域包括ケアシステムは、国の支援が重要であるということですが、私たち団塊の世代が75歳以上になる、いわゆる2025年問題です。大きな問題ですよ。これは福祉課長はどのようなことをお考えになっておりますでしょうか。

○福祉課長（西橋静香君） 地域包括ケアシステムは住み慣れた地域で最後まで安心して暮らせる地域を作ることが課題となっております。2025年の問題と言われていましたけれども、実は少子化が進んでおりますので、生産年齢人口が人口減少とともに減少しています。にもかかわらず、高齢者の人口はまだ増加をたどっています。この人口が減る中で、高齢者の人口が増え続けるのが2040年までと言われていています。それで、来年は2020年なのですが、少子化対策も本格的な対策が施行されて、赤ちゃんを産み育てる環境を作りましょうというのも本稼働をします。その子たちが二十歳になる、生産年齢人口になる2040年を過ぎると、その人口のアンバランスというのがとれてくるということで、国は高齢化対策とともに、この人口減少対策にも本腰を入れて来る年が今年、来年からスタートすると言われていています。

なので、今2040年までの間、あと20年間は介護予防施策や認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを地域の方たちと一緒に作っていくということを、一番の課題と考えております。

○4番（中城峯雄君） ありがとうございます。

○議長（藤川博和君） 質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 討論なしと認めます。

これから、議案第99号、「御船町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり賛成する方は起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

○議長（藤川博和君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第100号 御船町森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長（藤川博和君） 日程第15、議案第100号、「御船町森林環境譲与税基金条例の制定について」を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） こちらの御船町森林環境譲与税基金条例ですが、森林環境贈与税というのが御船町の新たな収入になるということで、それが設けられることを受けてこの条例が必要だという御説明がありました。その中で、この森林環境譲与税の使い道について全員協議会でお伺いしたところ、今のところ、御船町が現状行っている森林施策のところに一部充てたいというお話がございました。

そうしますと、その分一般的財源が増えて、充てた分です、これも賢い使い道かなと思うのですが、法律の趣旨を見てみますと、今までやってきたのみをこれに充てるというのは若干法律の趣旨から無理があるかなと思います。そうしますと、やはりこの森林環境譲与税が設けられて収入が増えたことにより、御船町として新たな森林環境、生産施策を将来的に打っていかねばならない。ということは、割合的に、全部これを使う必要はないと思うのです。やはり今現状の施策をして、御船町が少しでも一般財源を増やさなければいけない。そういう部分もありますから、しかし、新たな部分を、施策を打っておかなければならないという、やはりそういう部分も税の目的からはあると思います。

そこで、それに対して、今後どのような施策を打っていこうとされているのか、現状ですね。また、これは竹も森林同様、竹林に対する施策、それもこれに関係するのか、入るのか。そのあたりを御答弁お願いします。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

森林環境譲与税ということは、これから平成31年度から恒久的に譲与税として事実を受け入れるということになります。その中で、環境譲与税の使途目的とするのが、やはり市町村が行う間伐や人材育成、担い手の確保、それと木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用、その他森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないということになっております。

その中で、一般的に今林道整備、作業道整備に原材料等を支給しておりました。それ

も一部はこの使途の目的になるかと思います。

そのほか、今後町として計画しているのは、まず森林の現状の把握をしなければならないということで、現地調査だったり、ある程度の境界の確定だったりを行いたいと思います。それと、森林所有者の方の意向調査も併せて行っていきたいと思っています。その中で森林整備計画を立てまして、計画的に行っていくということになるかと思います。

○5番（福永 啓君） 今のお話をお聞きしますと、既存の費用に充てる部分もあると、そして、最初に調査事業を先行して行くと。そして、その調査事業を行った上で必要な事業を今後検討していくというふうに聞こえたのですが、それでよろしいかどうかと、さっきの竹、これは森林計画に入るのですか。

○議長（藤川博和君） 黙とうをいたしますので、2時46分になりましたので、黙とうをお願いいたします。起立をお願いします。

黙とう。

[一同 黙とう]

○議長（藤川博和君） お直りください。

次、お願いします。

○5番（福永 啓君） 二度目の質問を繰り返しいたします。

先ほどの答弁をお聞きいたしますと、既存の政策をこの森林譲与税の使い道に充てる部分もあり、またその他の使い道として、現在町が検討しているのは、そのどのようになっているか森林の現状調査、調査事業について、それを使いたいと。そして、それを元にまた何か新たな、そういう森林の目的税の意図にかなった事業を一部組み込まれていくのかなというふうに聞こえたのですが、まずそれでよろしいかどうかと、最初にお聞きした、竹はこれに入るのかどうか、わからなかったので、はい。いかがでしょうか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

最初の質問につきましては、議員の言われるとおりであります。

2点目の竹です、竹林ということですね。ここは対象にしているのは人工林というのを対象にしております。それで、杉、ヒノキ等の人工林が対象ということで、竹山については対象にはなっておりません。

○5番（福永 啓君） はい、わかりました。

○議長（藤川博和君） ほかに質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 討論なしと認めます。

これから、議案第100号、「御船町森林環境譲与税基金条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（藤川博和君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第101号 御船街なかギャラリー設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

○議長（藤川博和君） 日程第16、議案第101号、「御船街なかギャラリー設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 討論なしと認めます。

これから、議案第101号、「御船街なかギャラリー設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（藤川博和君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第102号 御船町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤川博和君） 日程第17、議案第102号、「御船町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（沖 徹信君） 機能別消防団員とは、一定の役割に限定して活動する団員としてありますけれども、これは、どういう人が対象になるわけですか。

○総務課長（吉本敏治君） この機能別消防団員の対象者という御理解でよろしいでしょうか。

○10番（沖 徹信君） はい。

○総務課長（吉本敏治君） はい。この対象者につきましては、現在、通常の消防団員としての辞令を受けていない方は基本的に対象になると。もちろん、今この念頭に置いておりますのは、いわゆる、まずは自衛消防隊、こういった方々に機能別消防団としての役割を果たしていただくならばというふうにまず考えているところです。

○10番（沖 徹信君） そういう形で、入っている、入っていないという区別をするために、辞令等は出すわけですか。

○総務課長（吉本敏治君） 町で定める消防団員になりますので、消防団員の一部ということになりますので、団長からの辞令が必要ということになります。

○10番（沖 徹信君） それでは、服装の機能別消防団員としての服装は定めるわけですか。

○総務課長（吉本敏治君） ここで考えております機能別消防団員につきましては、原則、町で行います通常点検、それから年末の警戒、それから出初め式等、こういったものには原則参加しなくてよいということで進めていきたいと思っております。ただ、いわゆる各地域で災害が発生した場合、風水害等が発生した場合、まず現地での団員としての対応に当たっていただくということで、機能別消防団のあり方として、そのように考えておるところです。

○10番（沖 徹信君） いや、制服というか、団員服というか、そこら辺は支給するのですか、それとも私服で参加するのですか。

○総務課長（吉本敏治君） 現状では、制服等の支給のところまではまだ考えておりません。今後、こういった対策をとるのが適当なのかどうか、それは今後また考えさせていただきたいと思います。

○10番（沖 徹信君） それでは、災害等に出動するという事になれば、危険が伴うわけですね。そういうときの保険というか、補償というか、そこら辺はありますか。

○総務課長（吉本敏治君） そのためにも、条例で規定する必要があります。そして、消防団員としての認定をし、補償を行うための掛金を掛けるということになります。そして万一事故があった場合には、その補償を行うということになるわけです。

○10番（沖 徹信君） その掛金というのは、町が100%、個人がどれだけか払うわけですか。

○総務課長（吉本敏治君） これは、町がすべてを掛けるということになります。

○5番（福永 啓君） 機能別消防団です、今、自衛消防団員の方を現在は想定しているとおっしゃいました。将来的には、そのほか機能別消防団員ということを含めて、消防団員に入る方も「機能別だったら入られるばい」ということで、男女を問わず機能別のほうに入っていていただく方も出てくる、というのが、この条文からも想像できるわけなんですけど、そうしますと、まず、消防団で救助活動もしくは消防活動をしたことがない人たちが入ってくることになります。この方たちの初期の訓練、機材の扱い方、そういう防災の知識等初期の訓練はどのようにされているのでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） まずは、先ほど申しました自衛消防隊、この自衛消防隊の皆さんは、おそらく消防団OBの方々がほとんどであり、また既に消防隊の活動として機械操作をされている部分もありますので、そういった心配は少ないと考えております。

ただ今後新たに、消防団員の経験もなく機能別消防として入ったという方々には、当然、機械操作をするかどうかはまた別問題になろうかと思えますけれども、主に、先ほど申しましたように、当たっていただく業務としては、風水害等災害、自然災害等への対応、こういったことを考えているわけでありまして。そういった方々にできる対応の部分をお願いしたいとは思っております。

○5番（福永 啓君） 私がお聞きしたのは訓練です。そういう方たちに対しても「入ります」と言った後に入って家におって、では「出てきてください」と言ってもできない。何をやっていいのかわからないということになると思います。そういう方々に対して、現在、自衛消防団はいいんです。その方々はおっしゃったとおりすべての訓練ができておりますので、いつ呼び出されても全く消防団員と変わらないような活動ができると思います。これは、この条例上は、そうではない方も想定されているわけですので、そうではない方が入られた場合について、どのような訓練の想定をしているのか。何をしようと、当たり前

に必要な訓練等はどのように計画しているのか。そこをお聞きしたい。

○総務課長（吉本敏治君） まず、通常の消防団と同じような訓練をするのかどうか、そういった部分を含めて、今後、とりあえずは先ほど申しましたように自衛消防隊の方々を、まずは入団していただくなればと考えています。その後一般の方々にも呼びかけていきたいと思っておりますので、その中で、役割部分として必要な訓練等があれば、それも同時に行っていく必要がある。そうしないとやはり対応はできないであろうと。それはもちろん考えておりますので、それはおいおい今後議論させていただきたいと思います。

○2番（森田優二君） まず、自衛消防隊がさっきから出ておりますけれども、この自衛消防隊は登録してあるのですか。それと、質問事項を言いますね。服装の件、一応なしということでした。ところが、今度の機能別はほとんどが現場なのですね。もう前から消防団についてはいろいろなことを質問してきましたけれども、その現場で、おそらく火事現場では釘を踏むことが大変多いと思います。そういった場合の、やはり安全性、そこらあたりをどう考えているのか。

それと、出動してもらうときの、要するに出動命令です、それから現場に行ってから管理というか指揮というか、そこらあたりはどう考えておられるのか、そのあたりがわかりませんのでお願いします。

○総務課長（吉本敏治君） まず消防団員としての登録が、いわゆる自衛消防隊にあるかということですが、条例上の定数にはもちろん今は入っておりません。今度、先ほど申しましたように、辞令を交付し、消防団員としての位置づけをする必要があります。機能別消防団員としてです。それで消防団員として登録をするということになります。

それから、服装等、現場に出る等での活動で危険を伴うということで、では今のまま私服で行ってもらうということが果たしていいのかどうなのか。それはもちろんごもっともだと思いますので、今後、登録と同時に何らかの方策を考えたいと思います。特に、足元の安全について、それは考えていきたいと思います。

それから、こういった命令系統で活動を行うのかということですが、まだ命令系統を具体的に体制、命令系統の指揮体制を十分に今はまだ確定はしておりません。今後、当然消防団長の命令のもとということになるのかと思いますけれども、それから各分団に行って、各分団の班長からどういうふうにつなげるとか、そういったことはまた今後検討していく必要はあると思います。ただ、自衛消防隊につきましては、現在5カ所ほどあ

ります。津ヶ峰、三間伏、水源それから水越の範囲ということですので、主に分団からの連絡体制というものを最初は考えるべきだと思っております。

○2番（森田優二君） 今の自衛消防隊をある程度移行的に考えておられるようですが、これは別にそれを移行するのではなくて、機能別消防団ということで、今の消防団の下にもう1つこれを設けるということであれば、募集をしたほうがいいのではなかろうかと思っています。私も一般質問してきた中で、消防団OBです、この人たちが現場ではなかなか一緒にお手伝いができにくいという話がありました。そういったことで、その人たちも、どうにかでけんかなという質問をしていたと思うんですけれども、そういった人たちに、この機能別消防団に入ってくれないかということでの募集をかけて、登録したほうが一番早いと思います。そういったところで、今後、そういったところを検討されると思うんですけれども、やはり一番は特に現場ですので、安全が一番と思います。そこは十分話し合いをしながら、その部分はお金も要ると思いますけれども、そこはきちんとしておかないと必ず現場でけがをしますので、そこは十分検討をよろしくお願いします。

○1番（清水 聖君） 女性も含めますか。

○総務課長（吉本敏治君） はい、女性も考えています。

○議長（藤川博和君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（沖 徹信君） 現場が主体ということになると思います。そういうことで、機能別消防団員ということは慣れてない人、そこら辺が結構多くなると思います。そういうことで、現場では、現分団長、団長がおって、地元に行ったときには分団長、そこら辺の縦のつながりの規律を、連絡をびしゃりととるということ、消防団員として採用というか、したときには、そのようなことを徹底して、上司というか、そこら辺の指示に従って行動をしてくださいということを付け加えておかないと、自分勝手に行動をとったら事故の元ですよ。災害地においては、上司の命令どおりに隊員は動くわけですから、そこら辺は十分把握しとっていただきたいと思います。

○総務課長（吉本敏治君） 今おっしゃったことは十分参考にさせていただきたいと思います。

○9番（田中隆敏君） 確認です。以前から嘱託区の中に地域防災組織というのが組み立ててあったと思うんですけれども、それは現在はどうのような形になっているのですか。もう解体したわけですか。

○総務課長（吉本敏治君） 今おっしゃったのは自主防災組織のことだと思いますけれども、

自主防災組織はその組織としてまだ存続をしております。

○9番（田中隆敏君） 震災の後も、区長たちもほとんど地区の役員を2年間しましたけれども、全く、その組織の話ありませんし、では区長が替わるからといって、その責任者のなものを誰に引き継ぎますとか、そういうのも一切ありませんし、ですから、せっかくこういう条例も作るのであれば、この地域のそういう自主防災組織、要するに区長さん以下を含めた地区の役員だと思うんですけども、そういう連携ももうちょっととるような形をとらないと、なかなか消防団員の確保ができないというのにOBを参加してくださいという形で、では果たしてこれがそろうのかということもありますので、もう1回そういうところは地元の区長さんたちに、いろいろ意見を聞きながら、そういう体制の立ち直しをやっていただきたいと思います。

○議長（藤川博和君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 討論なしと認めます。

これから、議案第102号、「御船町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（藤川博和君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 議案第103号 御船町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤川博和君） 日程第18、議案第103号、「御船町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（中城峯雄君） 日本の水道事業は世界に誇れる、ネットに載っていたのですが、事業と言われている。地方公営企業法で特別会計、独立採算となっています。こういった戦略委員会で立ち上げるということですが、現在どのような課題があって、今後どのように

改善していくのかお尋ねします。

それと、民間委託に移行するということもありますので、現在、県内で民間委託に移行した自治体はありますでしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えいたします。

今回のこの経営戦略の設置、条例なんですけど、この経営戦略によって料金の改定、経営の今後の方針等を御審議いただいて、町長に答申していただきたいと思っております。

それから、水道法の今回の改定によって民間等を、熊本ではまだ今のところそういう民間に移行したところはありません。

○4番（中城峯雄君） いろいろな課題があると、今度の予算書にもあります。まず料金収入の減少、それから今高木でやっておりますが、水道施設の耐震化、老朽化です。こういった公開工事、非常に金がかかるという状況も発生をしております。ですから、こういったところが委員会での議論の対象になるかと思えますけれども、それはどうですか。

○環境保全課長（緒方良成君） 御指摘のとおり、今後の経営の方針です。経営事業の拡大、縮小というのは非常に難しいのですが、事業を広げる。それとか、今の経営の中で事業の使用料です。これで、今公営企業では賄っておりますけれど、どうしてもいろいろな経費がたくさんになりますと、それで賄いきれない経費は、どうしても料金の改定等が必要になってまいりますので、そういうところを御審議していただきたいと思っております。

○議長（藤川博和君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（沖 徹信君） 委員は8人をもって組織するとか何かありますけれども、結局今の時点で、広域合併そこら辺を見据えての、この設置なのですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えいたします。

この広域合併につきましては、今県が指導されて、近隣、熊本中央都市圏という枠組みの中で今審議をしているところなのですが、経営に関して、いろいろな料金徴収の統合、広域ができるとか、経営に関して等ができるか、そういう審議をしておりますけど、これが必ずしも近隣とできるというものではありませんので、あくまでも、まだ審議中ですので、これとこの経営戦略とはまた別物ということで、設置を考えております。

○10番（沖 徹信君） 今の時点で、設置する最大の目的は何ね。

○環境保全課長（緒方良成君） 設置をする目的というのは、やはり経営の方向性です。今の現状を踏まえて、特に料金等に関して、今の現状でいいのか。やはりこれはもう少し検討

すべきなのか、そういう経営の中身について、受益者の方と有識者の方から御意見をいただきたいと思っております。

○10番（沖 徹信君） 今の時点で、益城町から御船町に何軒か水道をもらっていますよね。

それは、こういう問題の中の一問題として提示するのですか、そういうことに対しては。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

今、益城町からちょうど町境のところなのですが、ここは地区外地域になっておりますが、それに対してはこの経営の中での審議ということではございません。

○10番（沖 徹信君） その場合に、御船町と益城町の水道料金の差というのは、承知していますか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

益城町と御船町では水道料金が違いまして、御船町が高い設定になっております。

○3番（岩永宏介君） 沖議員と重なるとは思いますが、表現を変えて質問したいと思います。

この御船町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することになったきっかけとか動機は何でしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

これは調査したのですが、近隣にもこういう経営戦略的な審議会がございまして、その中で料金とか経営に関して、これは以前からそういう審議会が立ち上げられていて審議がされていたと。そして特に料金の改正に関しては、今御船町にはこういう審議会はありませんので、職員で審議しながら議会にお諮りしておりましたけれども、近隣においてはこういう戦略委員会の中で議論をされて、逆に町民の方からの意見を十分聞いて、そういうのを反映されているということで、非常にこれは参考になるのではないかとということで、今回の形をお願いしたところ です。

○3番（岩永宏介君） 近隣ということと、近隣がどのあたりを指すかということで、どこでどういうのを、設置を審議されたのか、そのあたりをもう少し詳しくお願いします。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

近隣というのは甲佐町等、以前からこういう経営の審議会というのを、これはかなり古い段階で設置されておりましたので、こういう情報を得ましたので、今回の設置をお願いしたところ です。

○3番（岩永宏介君） もう1つ今お尋ねしたのですが、どういうところでそういうのを、課

のほうですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

これは、課で検討いたしまして、今回の上程というところです。

○10番（沖 徹信君） 今、料金改定ということで触れられましたけれども、今言われたのは、益城町よりも御船町は高い。水道事業としては結構黒字ではないですか。そういうことからすれば値下げという選択肢もあるわけですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

値下げというのは、これは御審議いただく中で、そういう議題が出れば、これは検討していかなければなりませんけれど、確かに御船町は近隣に比べて高い状況ではあります。ただ、これを下げるとなると経営にかなりの影響がありますので、料金体制にはこれは非常に注意していかなければならないと思っております。

○10番（沖 徹信君） ということは、値上げのための設置ととられてもいいわけですね。

○環境保全課長（緒方良成君） あくまでも、今の料金が適正なのかを御審議していただくというもので、値上げありきというものではございません。

○10番（沖 徹信君） 結構黒字ではないですか。それで、御船に住む人が、町外から来る人が一番に言いなはるとが「税金が高い、水道料が高い、何でも御船町は高い、高い」と言いなはるです。税金というのは国の基礎的な何があってするから、それはあまり高いとか何かはないかと思えますけれども、水道というのは、その自治体の運営方法で値段は変わるわけでしょう。違うのですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

確かに、水道料金というのは、自治体のやり方によってかなり変わってまいりますが、これはどういう給水のやり方、井戸とか共有水とか、いろんなそういうところも加味しますので、確かに御船町というのは井戸でかなりのところは賄っております。電気代等もかなり高く、今のところ計上しておりますので、値上げというのは非常に難しいところがあります。

○5番（福永 啓君） 確認なんですが、今までの議論を通してちょっとわからなくなってきたのですが、基本的に、この委員会を設置するのは、今皆さん、何か目的があって、何か先般水道の民営化ですとか、そういうのが世の中で、民営化になるのではないかとか、もしくはこういう委員会を設けると、何かいつも審議をして上げるとか下げるとか、もし

くは水道の何か工事化をするとか、そういう目的があって、こういう委員会を立ち上げるのではないかという、やはり思いがあるかと思うのです。

それについても、今の確認なのですが、今回の委員会の立ち上げというものは、他町村でそういう総合戦略会議を設けているところがあると。今後、あらゆる検討を、広域化にしろ何にしろ、それをするために、今まで課内で検討しとったけん、それではいかんだろうと。やっぱりちゃんと専門家を入れて、住民の意向を聞かんといかんから、とりあえず今作っておきましょう。現在は、それにおいて料金の値上げだとか値下げだとか、広域化だとか、民営化だとか、そういうのは全く前提になっていないということによろしいですかね。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

この全くないというのは、これは言えないものですから、確かにこれは民営化というのは、最終的にはこれは町長のほうで決めることなんですけれども、広域化に関しても他町とのいろいろな料金の差とか、そういうことも経営に関して、統合して収納ができるか、そういうのを、そこで町民の受益の方です。それと議員の皆さんにも入っていただいて、審議をしていただくと、これを決めるというものではなく、審議をしていただいて、方向性を決めていただきたいというものです。

○5番（福永 啓君） いや、全くと言ったのは、現在何かの方向性があるって、そのために作っというて、さっき言ったみたいに、そのとおり広く講じる可能性があるって、そういうことを後々いろんなことを話し合っていくためには、今みたいに課内調整ではいかんだろうと。やはり町民の方とか、そういう専門知識を持っている方とか、そういうある種第三者委員会みたいなのを作ってせんと、課の職員だけで話してはいかんだろうということで、こういうのを設置しようということで、何か現実問題として既に目的があって、ある種、さっき言ったこのような広域化ですとか納付するためとか、民営化ですとか、値上げ値下げの目的があって、具体的目的があってするものではないということでしょう、今の話では。そのあたりをはっきりしておかないと、これを作らすけんで、実は町はぎゃんしとると思っとらっさんたいとか言うてから、そういう話になりかねないわけです。ですから、その目的には今回はあくまでも、そういう将来的なことを審議するためにこれを作るのであって、現在、何か念頭にしている計画があるわけではないということによろしいですか。

○環境保全課長（緒方良成君） 言われるとおりでございます。

○議長（藤川博和君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 討論なしと認めます。

これから、議案第103号、「御船町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（藤川博和君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3 時 2 1 分 散 会